

令和2年12月第10回互理町議会定例会会議録（第2号）

○ 令和2年12月9日第10回互理町議会定例会は、互理町役場議事堂に招集された。

○ 応招議員（18名）

1 番	小野 一雄	2 番	鈴木 邦彦
3 番	高野 進	4 番	結城 喜和
5 番	安藤 美重子	6 番	大槻 和弘
7 番	鈴木 秀一	8 番	小野 明子
9 番	佐藤 邦彦	10 番	木村 満
11 番	森 義洋	12 番	渡邊 健一
13 番	澤井 俊一	14 番	佐藤 正司
15 番	鈴木 高行	16 番	熊田 芳子
17 番	鈴木 邦昭	18 番	佐藤 實

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（18名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 田 周 伸	副 町 長	三 戸 部 貞 雄
総 務 課 長	牛 坂 昌 浩	企 画 課 長	齋 義 弘
財 政 課 長	大 堀 俊 之	税 務 課 長	佐々木 厚
町 民 生 活 課 長	岡 崎 詳 子	福 祉 課 長	佐 藤 育 弘
長 寿 介 護 課 長	橋 元 栄 樹	子 ども 未 来 課 長	岩 泉 文 彦
健 康 推 進 課 長	齋 藤 彰	農 林 水 産 課 長	菊 池 広 幸
商 工 観 光 課 長	関 本 博 之	都 市 建 設 課 長	袴 田 英 美
施 設 管 理 課 長	齋 藤 輝 彦	上 下 水 道 課 長	齋 藤 秀 幸
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	菊 地 邦 博	教 育 長	奥 野 光 正
教 育 次 長	南 條 守 一	教 育 総 務 課 長	太 田 貴 史
生 涯 学 習 課 長	片 岡 正 春	農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 田 勝 徳
選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	牛 坂 昌 浩	代 表 監 査 委 員	渋 谷 憲 之

○ 事務局より出席した者の職氏名

事 務 局 長	西 山 茂 男	庶 務 班 長	佐 藤 貴
主 事	片 岡 工		

議事日程第2号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

午前 10時00分 開議

議長（佐藤 實君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤 實君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第124条の規定により、17番 鈴木邦昭議員、1番 小野一雄議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（佐藤 實君） 日程第2、一般質問を行います。

通告者は、お手元に配付してあるとおりであります。

順次発言を許します。

17番。鈴木邦昭議員、登壇。

〔17番 鈴木邦昭君 登壇〕

17番（鈴木邦昭君） 17番、鈴木邦昭でございます。

通告に従いまして、1項目め、介護する子供「ヤングケアラー」について、2項目め、防災倉庫及び備蓄品の管理について、以上2項目質問させていただきます。

まず1項目め、介護する子供、ヤングケアラーについて質問いたします。

ヤングケアラーとは、大人が担うような家族の介護や世話を日常的に行っている18歳未満の子供を指すと、このように言われております。厚生労働省は具体的な支

援策を検討するため、本年12月にも教育現場を対象とした初の全国的な実態調査を始めると、このように報道されておりました。

本町ではヤングケアラーの概念を認識していたかどうか、お聞きいたします。答弁をお願いします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） ただいま鈴木委員のご質問のヤングケアラーの認識についてでございますが、一般的に未成年の子供は、家族の中で親や保護者に守られ、世話をしてもらおうという存在であることがイメージをされているわけでございますが、親が病気になったり障害があったりした場合や、家族の中でケアを要する人がいる場合には、子供であってもケアを引き受けざるを得ない状況も生じておまして、私としましても、心身の健康や生活、学業や進路等、様々なところに影響を及ぼすケースがあるということで、近年社会問題になっているということは理解をしている、認識しているところでございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） このヤングケアラーの件で調べてみますと、やはり平成30年度から要保護児童対策協議会、ここを対象に調査を行ったということがありました。

本町では、この要保護児童対策協議会、これと同じような協議会が亘理町子ども未来ネットワーク協議会、これを設置しておりますね。調査したのは厚労省直接ではなくて、三菱UFJ&コンサルティング株式会社に委託している、そして調査をしたということであります。当初、政令都市、それから中核市、ここを対象に調査したということでございます。このことについてはですね、本町のほうにも情報が入っているのかなと、このように思います。

厚労省では本年12月に教育現場を対象とした調査をすると、このように報道されておりましたけれども、これは全学年じゃないそうです。今回は中学2年、高校2年の子を対象とするということであります。しかも、先ほど言ったように全部じゃなくて抜き打ち的なですね、どこの中学校、どこの高校でやるかは分からないということをお聞きいたしまして、ですから、亘理町にも調査依頼が来るかどうか分からないと、こういう状況でございます。もし本町に調査依頼が来ましたら、しっかりした対応をお願いしたいと、このように思います。

今、答弁でヤングケアラーの概念を認識していたかどうか質問したわけですね

ども、いろいろこの件については、やはり知らないという人も結構多かったということをお聞きします。その調査会社が平成30年度、1,741件の自治体の協議会に調査票を送った。その中で有効回答が707件あった。その割合を見ますと、概念を認識しているというのが27.6%、そして、認識していなかったというのが72.1%。この割合を見ますと、ヤングケアラーの概念を認識していない協議会が大変多かったように思います。

こうして見ますと、ヤングケアラーはやはり世間的に知名度が低い。そしてまた、各自治体の認知度も低いとこのように思われるわけですがけれども、本町として、亘理町子ども未来ネットワーク協議会でヤングケアラーに対しての認知度というのは確認されてますかね。その点、お聞きします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 今のご質問に関しましては、教育長のほうより答弁をさせていただきたいと思います。

議 長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（奥野光正君） 具体的にヤングケアラーという言葉ではなくても、児童生徒がそういう状況に置かれているかどうかというのは、様々なところで調査をしております。ヤングケアラーを目的としたものではなくてもですね、例えば家庭訪問であったりとか、地域の民生委員からの情報であったりとかというところで子供の状況というのは把握をしているところでございます。

議 長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） 家庭訪問、民生委員等でそういったところで確認していると、こういうことではございましたけれども、ちなみにですね、令和元年度、「認識している」が46.7%でありました。平成30年度まで認識していなかったけれども認識するようになったというのが28%、そして25%が認識していなかったと、こういうことではございます。平成30年度に比べて、協議会とこの認識の割合は非常に高くなったと、30年度から比べると31年度は非常に高くなったと、こういうことを言われておりました。ぜひ本町の協議会の方々ですね、やはりヤングケアラーに対して協議されてはと思いますけれどもいかがでしょうか。

議 長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（奥野光正君） 様々な機会を通してそういう子供たちの把握に努めて、そして教育

現場だけではなんともできないところがございますので、福祉等関係機関と協力しながらですね、もしそういう児童生徒がいた場合には支援をしてみたいと考えております。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） 分かりました。

それでは2点目に入ります。

厚生労働省は、県、市区町村の教育委員会を通じて、ヤングケアラーの把握や支援状況などをできる限り網羅に調べると、こういうことで報道にありました。本町ではヤングケアラーと思われる人がいたのかいなかったのか、これ調査されたのか、答弁をお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） そちらのほうも、教育長のほうより答弁させていただきます。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（奥野光正君） 先ほどもお話し申し上げましたけれども、ヤングケアラーを把握することを目的とした調査は行っておりませんが、小中学校においては家庭訪問や三者面談を行い、児童生徒の家庭環境について把握をしております。現在、ヤングケアラーに該当する児童生徒は確認されておられません。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） 現在ヤングケアラーになるような、言われるような子供はいないと、こういうことでございますけれども、やはり協議会と連携して把握していくこと、お話を聞いていくということも、これは必要ではないかと私はこのように思います。

厚労省は実態調査を行うということですが、今回、本格的に調査に乗り出すのは、やはり事態を深刻に受け止めたのではないかと、このように思います。来年3月ごろまでに集計するということですが、このヤングケアラーの実態はいろいろ様々だそうです。片親、それから共働きの両親に代わる、そしてまた小さい子の面倒を見たり祖父母を介護したりと、こういった慢性的な疾患を持つ親や兄弟の看病をしているということでした。このような問題のある家族に対して対応している場合があるということですが、それでは本町に特にですね、この児童生徒の片親、両親共働きなど含めて、これ把握しているのでしょうか。この点についてお聞きしたいのですが。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（奥野光正君） 必ず学校は年度の初めに家庭環境調査票というのを保護者のほうに配付して、その家庭がどんな状況にあるのかというのを把握しているところがございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） ヤングケアラーと言われる子供たちを調査した家族構成を見ますと、やはり1位が独り親と子供、ここはやはり一番多い48.6%であったと。そして2位が夫婦もしくはパートナーと子供、パートナーということは家庭にはいろいろ事情があると思います、そういったパートナーと子供、これが36.8%、そしてその他というのが13.1%とありました。この独り親と子供がやはり一番多かったと。その中で、兄弟がいる家庭が92.7%と大半以上を占めていたということでございます。

現在、本町にはヤングケアラーと言われる子供はいないと先ほど答弁いただきましたけれども、いつやはりヤングケアラーと言われるような子供が出てくるかわかりません。ぜひこういったことは協議会と、これも連携していかなければいけないことではないかと思えます。

3点目に入ります。

このような子供がいたならば、いたっていか問わずですね、状況をやはり把握すべきだと、そして支援につなげるこの仕組みをつくるということが必要と考えますが、現在本町での取組、そして支援内容はどのようにされているのか、この件伺います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 本町としましては、年齢に合わない過剰な介護等の負担につきましては、できる限り解消をしてあげることが大事だと考えておりますし、子供らしく過ごせる生活を保障しなければならないと思えます。

そのため、必要な福祉サービス等が適切に提供されるように周知に努めるとともに、当事者に向けての情報の発信に加えまして、相談しやすい環境整備を図りながら教育と福祉双方が連携しまして、アプローチやサポート、フォローができるような体制づくりが必要であると思えます。実態を把握し、課題を整理して支援に今後とも取り組んでまいりたいと思えます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） ぜひ、支援していただきたいと思います。先ほども言いましたけれども、このヤングケアラー、やはり世間的に知名度も低い、そして自治体などの認知度が低いと、こういうのも現状だということでございますけれども、やはりこの同世代の中で孤立したり自分の状況を周囲にうまく説明する、これが困難だったりする。それで存在がなかなか表に出づら、こういうことをお聞きいたしました。特に学校はヤングケアラーに気づきやすい場所と、このように言っております。ヤングケアラーの早期発見は、学校の協力はやはり欠かせない。学校に来ているから問題ないではなくてですね、やはりしっかり問題を把握してサポートの手を差し伸べるということも大事ではないかと私は思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（奥野光正君） ちょっとこの例がいいかどうか分かりませんが、千葉県の野田市で小学4年の女の子が実父から虐待を受けて亡くなったという事件がありました。実はあの事件はですね、小4の女の子が学校の調査で、お父さんから暴力を受けているというような記述があつて動き始めた事例でございます。各学校においては必ず月1回いじめの調査を行っておりますけれども、その中で、何か悩みを抱えていることはありませんかという質問項目があります。そこで、例えば子供たちからそういう自分の今の家庭状況に記述があれば、学校はすぐ対応するような形になっておりますし、もちろん学校だけでは対応できませんので、すぐ町のほうの担当部局、それから関係機関に連絡をして。大切なことはですね、一人一人環境は全く違ってるわけですので、その子供に合った支援がどうなのかということを、やはり大人の方、関係機関が集まってケース会議等を開いて支援策を講じて、その子供、家庭を支援していくことはとても大切なことだろうと考えておりますので、また今後そのような調査をきちんとするように学校のほうには周知を図っていきたいと考えております。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） 今、千葉の野田市の件、いろいろお話聞きましたけれども、これは私思うには、ヤングケアラーではなくてネグレクト、こちらのほうに当たるのではないかなと、今そう思って聞いておりました。今日はヤングケアラーということで一応質問させていただいておりますので、そのところよろしくお願ひしたいと思います。

2項目めに入ります。

防災倉庫及び備品の管理について質問いたします。

本町では、約3億6,000万で建設される防災備蓄倉庫が令和3年1月、要するに来年の1月完成予定でありますけれども、備蓄倉庫には様々なたくさんの物資が納入されるわけでございます。管理はやはりしっかりしなければならない。そこで、倉庫管理及び在庫管理について3点質問させていただきます。

まず1点目、防災備蓄品で食料関係の管理はどのような管理をされているのか。この件については、6月、全協である議員の方が質問しておりましたけれども、やはり食料関連だけでも1,170万円ですか、在庫金額と説明を受けましたけれども、やはりこれだけの食料関連、在庫するわけですから、再度、食料の管理についての答弁と、そしてまた全体のこの倉庫管理、在庫管理ですね、これについてどのような考えなのか伺います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 防災備蓄倉庫の管理につきましては、防災設備点検など専門的な知識が必要な業務以外は、全て職員で行う予定としております。在庫管理につきましても備蓄品の定期点検も含め、職員で管理をさせていただくということで行ってまいります。

具体的に申し上げますと全ての備蓄品につきまして、あと箱の外側に内容物の名称、特に食料品あと飲料水も含めますけれども、関しましては保存期間も表示しまして備蓄することとしまして、有事の際の活動を円滑に進めるように管理をしていきたいと思っております。

また、食料品などの継続的な維持に関してローリングストックの考えを導入しまして、保存期間のあるものにつきましては、その期限を迎える前に随時更新していくことといたします。

具体的には、更新を要する備蓄品の品目ごとに、その総数の5分の1ずつを毎年計画的に古いものから入れ替え、5年周期で常に更新が繰り返される形とすることにより、同時期に一度に全数が、全てが期限切れとなるような事態が生じないようにしていきたいと思っております。

なお、残期間が少なくなり、入れ替える対象となる備蓄に関しましては、防災訓練での使用や、また町内の小中学校における防災教育で活用してもらうことなどで

可能な限り廃棄物をなくしていきたいと考えております。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） 今お話聞きますと、やはり期限切れにならないようにやっていくということでございました。これは確かに期限切れにならないようにですね、いろいろ工夫してやっていただきたいと、このように思います。倉庫内の配置を把握できないとですね、やはり効率的な倉庫管理はできないと私は思います。まずどこのスペースに、先ほどはいろいろ保存期間とか飲料水全部全て記述してということでしたけれども、やはりもっと分かりやすくレイアウト、こういったものも作成するのも必要じゃないかなと私は思うんですね。災害が発生したときは、それぞれの避難場所に運搬するんだらうと思いますけれども、どこに何があったか、今まで管理した職員が今度はよその部署に変わったと、新任職員がどこに何があるか分からないということがないように、やはりレイアウトはしっかり作っていただければと思います。そうでないと、やはり倉庫の意味というのはなさないと思うんですね。厳しく言えばですね、出庫入庫、ただ管理するだけではなく、数量、こういったのも管理するというので、例えばこの在庫管理なんか特に数量ですね、数量管理することはこのエクセル在庫管理、こういったものも一つの管理方法ではないかと思うんですけども、これは提案ですけどもいかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） そちらに関しては総務課長より答弁させていただきます。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（牛坂昌浩君） ただいまのご質問ですけども、基本的にはエクセルにて管理する予定としております。以上です。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） 分かりました。それではですね、この民間企業では倉庫の管理、在庫管理というのは、そこに今度棚卸しというのが入ってきます。徹底しております。これはなぜかといいますと会社のお金なんですね。そしてまた、言うなれば会社の財産、そして社員の給与、賞与となるわけでございますけれども、1つだけお聞きしたかったのがあったんですが、防災備蓄倉庫に入庫するこの物品金額、幾らになるか。これはよろしいでしょうか。答弁をお願いします。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（牛坂昌浩君） 計画段階の時点におきましては、約1億1,000万ぐらいと把握しております。以上です。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） 1億1,000万、随分……我々聞いたときは、6月協議会では5,900万ぐらいだったんですけれども随分増えたんですね。倍以上になったんですかね。またこれはあとで行ってお聞きしたいと思います。

これ、なぜ分かってて質問したかと思わないでください。それはですね、やはり何ととっても3億6,000万円の血税で建設した備蓄倉庫であります。そしてまた、今1億1,000万円と言いましたけれども、この1億1,000万の血税で購入した物品が管理されるわけでございます。やはりそのためにもしっかりした管理をしていただきたいと、こういう思いで質問をさせていただきました。

2点目に入ります。

ガソリン使用の発電機47台とガソリン携行缶47缶購入と説明を受けておりますけれども、特にこの携行缶の管理方法というのはどのようにされるのか、この件伺います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 発電機及びガソリンの携行缶につきましては、全て防災備蓄倉庫内に保管をいたします。ただし、ガソリン携行缶につきましては、一度使用したものは空であっても危険物に該当しますので、消防法で定める指定数量200リットル未満の範囲において備蓄倉庫に保管することとしまして、それ以外の使用品が発生した場合は適正に在庫管理を行いながら、他の倉庫も使用して管理する予定としております。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） 危険物倉庫の件について6月に私質問したわけですがけれども、まず携行缶、そしてまたガソリンの件、まず分かりました。やはり火気にしっかり、火ですね、火にしっかり気をつけて管理していただきたいと、このように思います。

先ほど非常用ガソリンエンジンということが出ましたんですけれども、これは頻繁に使うものではないですね。あくまでもこれは非常用であります。ですから、使用しないからそのまま放っておけばいいと、放っておくというのはなんですけれども、そのままにしておけばいいとそう思うかもしれませんが、これは実際は

そうでないと私は思います。非常用発電機には、この部品等耐用年数というのがあ  
るそうです。そしてまた、使用しなくても定期的な点検と、そしてまた部品交換も  
もしかすると必要になるかもしれないと。余りにもですね、40数台一気に使うわけ  
じゃないと思うんですね。そういった中で、10台は使いました、あと30台は寝てお  
りますとなるかもしれませんが、そういう災害は来てもらいたくないので、  
一度に使うような災害、それはもう我々も来ていただきたいと思っはおりません  
けれども、これを使わないからといってもやはりメンテナンスというのは怠っは  
いけないということを聞いております。この非常用発電機の法定耐用年数というの  
は15年でしょうか。それから国土交通省官庁営繕基準というのがあるそうですけれ  
ども、これは30年というふうに聞いております。40数台の発電機全て使用すること  
はないと思いますけれども、将来のことも考え、やはりどのような管理をされてい  
くのか。10台は使いました、30数台は残ってますと、そういった場合どのような管  
理をされるのか、その辺をお聞きします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 発電機の件でございますが、やはり年に何回かはとにかく始動しま  
せんと、すぐかからなくなるのがこの発電機でございますし、ガソリンに関しまし  
てはすごい劣化が激しいものですから、こちらのほうも考えながらしなければなら  
ないということで、年に数回のメンテナンスといいますか、定期点検をしていかな  
ければならないのかなと思っております。また中長期的に、ここでは短期的な話を  
しましたけれども、中長期的に考えますと、鈴木議員もご存じのように今後ガソリ  
ンエンジンの車が廃止になって、HV、ハイブリッド、あとEV、電気自動車、あ  
とは燃料電池車とどんどんと変わっていく段階になります。

ハイブリッドの車ですとほとんどが数万円のオプションで1,500ワット、100ボ  
ルト1,500ワットですから15アンペアのコンセントがつけられるということござ  
いますし、今後長い目で見れば、常々町の公用車もハイブリッド化を進めていこう  
と考えておりますので、今度はそういうほうも今後は使いながら万が一があった場  
合にはそちらのほうで、まずは避難所に職員が行くわけですから、そのハイブリッ  
ドの車で行って、それですぐやれば、発電を起こせば対応が早いのかなと。そ  
れは今すぐにはできる状況でございませませんが、徐々にそういう時代になっていくの  
ではないかなと考えています。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） 今いろいろ町長からお聞きしましたがけれども、やはり40数台、一気には使わないでしょうけれども、そういった中でいろいろメンテもしていくということだったので、ぜひそこはしっかりとしていただきたいと思います。

先ほど法定耐用年数、これは帳簿上減価償却が認められる期間かなと思います。使わずに倉庫に眠ったままずっと入庫しておきますと、やはり廃棄となる可能性もあるんじゃないかと私は思ってるわけなんです。要するに宝の持ち腐れということわざがございますけれども、やはりそのようにならないようにですね、ぜひいろいろ考えながら管理していただきたいと思います。

3点目に入ります。

倉庫は大きな建物の割には人がいないという、こういう特色があります。備蓄倉庫は約3億6,000万で建設、そして、先ほど1億数千万と言いましたけれどもたくさんの品物が入庫されるわけがございますけれども、防災備蓄倉庫の火災予防対策、どのような対策を立てているのか、答弁をお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 防災備蓄倉庫の火災予防対策につきましては、倉庫や備蓄品の管理業務中において火災を発生させない、それに努めるのは当然でございますが、事故や第三者による火災を予防するための対策としましては、建築基準法に定めます火災報知機の設置に加えまして、機械警備を導入しまして防犯対策も実施していきたいと思います。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） 延べ床面積が500平米以上の倉庫というのは、自動火災報知器の設置義務があると、これはもう皆さんご存じだと思います。そしてまた消防法では、必ずこれは設置しなきゃいけない。これも法定がかわりまして、なりましたね、各家庭でも設置しなきゃいけないというようなこともありましたけれども、本町で建設されるこの備蓄倉庫、延べ床面積というのが984.3平米と聞いております。やはりこの取扱製品によっては、通常の消火設備ではやはり意味がないときもあるんじゃないかなと私は思います。この備蓄品目の中に、前回担当課の趣旨説明のときにカセットガスコンロを在庫されてるということがありましたね。そうしますと、このガスボンベもやはり備蓄倉庫で管理されると思いますけれども、どのような管理

をされるのか、この件伺います。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） それに関しましては総務課長よりお答えさせていただきます。

議 長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（牛坂昌浩君） カセットガスボンベの保管につきましては、直射日光とかを避けまして、40度以上にならないように倉庫内の換気をしながら保管したいというふう  
に考えております。以上です。

議 長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） 4月30日でしたか、プロロジスパーク岩沼、この倉庫で大規模な大火災が発生いたしました。これは皆さんニュース等で知っていると思いますけれども、この倉庫には動物植物油、かなりの数量が保管されておりました。油にも引火し消火活動が難航したと、このように言うておりましたけれども、鎮火までは5月6日のこの7日間かかったわけでございます。幸いなことにこの消防員に人的被害がなかった、そしてまた要するに消防隊員ですね、そういった方々には殉職者が出なかったと、これは幸いにしてよかったのかなと思います。やはりそのような意味におきましても倉庫管理と在庫管理、やはりしっかりしていただきたいと、このように思います。以上で質問を終わります。

議 長（佐藤 實君） これをもって鈴木邦昭議員の質問を終結いたします。

次に、6番。大槻和弘議員、登壇。

〔6番 大槻和弘君 登壇〕

6番（大槻和弘君） マスクをちょっと取らせていただきまして、話をさせていただきたいと思います。よろしく願い申し上げます。

私のほうからは、通告に従いまして大綱2点ほど質問をさせていただきます。

1つ目は本町の医療行政についてというふうなことと、もう一つは町道神宮寺線の改修工事、この2点についてお伺いをいたします。よろしく願いを申し上げます。

まず1点目ですけれども、本町の医療行政について。本町の65歳以上の高齢者は30.5%、これは平成30年3月となっており、独り暮らしの方は13.7%であります。全国的にも2025年には4人に1人が75歳以上の高齢者となるが、本町の医療行政について町長の見解を伺うということでございます。

1つ目でありますけれども、医師不足や医院、診療所ですね、数の減少が懸念されるが対応策を考えているのか、それについてお尋ねをいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 令和2年4月1日現在の宮城県に登録されている町内の一般診療所の数は、ちょっと上下がありますものの、ここ数年は減少することなく現状を維持している状況でございます。今後、医師の高齢化や医師不足による診療所の減少も残念ながら懸念をされている状況でございます。

対応策としましては、亘理郡内にある唯一の病院であります独立行政法人国立病院機構宮城病院と、亘理町、そして山元町の3者におきまして、地域医療の推進を目的とした相互協力協定を平成27年度に締結をしまして、医師の確保、二次救急医療、各種検診等の協力、地域包括ケアの推進等の取組を行っております。

また、地域医療の体制整備には欠かせない亘理郡医師会につきましても、地域課題を共有しまして、定期的な情報交換を行っており、さらに二次救急医療等に関しましては総合南東北病院や、近隣市町との連携を密にしまして、地域医療体制を一層充実するように努めているところでございます。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

6番（大槻和弘君） 近年は減少をそれほどしていないというふうなお話だったんですけれども、例えば浜吉田の駅前のクリニック、あそこなんかは実際問題空いていると。最近では耳鼻咽喉科のところですかね、あそこも実際診療していないというふうな格好になってきているということです。心配しているのはこれ以降ですね、やはり先ほど言いましたように2025年問題というふうに言われるように、やはり高齢化が、団塊の世代が75歳を過ぎるというふうなことで、結構人数的にも増えてくるということがあると、やっぱり病院にかかる数というのは非常に高くなるというふうになるところですから、やはりそのところについてはやっぱり非常に懸念をされるのではないかなということで考えております。

私思うのには、これからさらに減少しないように、そういった意味では例えば税制を優遇するとか、あるいは医師を目指す人に給付金を出すとかね、ほかのところではやっておりますけれども、それがいいかどうかという問題もあるかもしれないけれども、何らかの手だてをしていくべきではないかなというふうに思います。その辺どうでしょうか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） これに対しては、健康推進課長よりお答えをさせていただきます。

議 長（佐藤 實君） 健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰君） ご質問にありました税制優遇等というものがありますが、医療機関の誘致につきましては、離島とか山間地など医療の供給体制が非常に逼迫している場合に多く見られております。その優遇措置の具体的な内容になりますと、税の減免であったり、土地建物の事前準備だったり、もしくは使用料の減免、補助金の設置等がございますが、いずれにせよ医療関係機関、医療関係以外の一般企業誘致との関連性とかその必要性も含めまして、慎重に検討してまいりたいと考えております。

また、医師不足の対応で、医師になりたい方への給付金というご質問がありましたけれども、こちらにつきましても町単独でやることにつきましては、町に開業してくればよろしいんですけれども、そういった意味で意味が薄れてくるというのもありますので、こちらにつきましては県全体の枠でやっている制度がありますので、それには宮城病院を通じて資金を負担しているというような状況でありますので、そちらで対応させていただきたいと考えております。以上です。

議 長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘君） 確かに町独自でなかなかやるというのは難しいのかというふうに思います。ただ、何らかのやっぱり手段といいますか、手だてを講じていかなければならないというふうに私は思っておりますし、1つだけ例を出したいと思うんですけれども、これは福島県の場合の例になるんですが、福島県では医業の継承支援事業ということでやってはいるんですよ。それらの医業承継バンクというようなことで、いわゆる県の医師会といいますか、そこを通じて県が委託するという形なんです。例えば、一つの医院がこの医院はもう辞めたいんだという、そういうお医者さんがいると。それに対して、逆に開業したいんだというお医者さんもいるわけですよ、これは。けどどこにそういう人がいるのかというのは分からないので、それに対して、いわゆる例えば宮城県でいえば、県の医師会などを中心にしているようなそういうマッチングですかね、出会い系のマッチングなんてありますけれども、それとは別にいわばそういう人たちをマッチングさせて、それで病院をやめるというところがあるとすれば新しい人も迎えるという制度、そういった制度もある

ので、そういったこともちょっと考えていったらいいんじゃないかと思うんです。

ただこれは一人、亘理町ができるという話ではないんでね、郡の医師会なりあるいは県の医師会、あるいは県を通じてやっぱりそういった体制も考えていくべきではないかなというふうに私は思っています。

そうすることによって新しく開業するよりは、そういう意味では開業資金というのは低く抑えることができるわけですよ。それからまた、経営の安定といえますか、当然カルテ持ってするのが、既にあるわけですから誰が来るかというので想定はできるし、銀行の融資だって借りやすくなるということがあるんですよ。だから、こういったことも考えてみてはどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） ただいま大槻議員のほうからマッチング制度、バンク的なものですね、お話いただきました。その辺を含めまして、ぜひ郡医師会なりにそういう構想はないのかとかですね、確認をさせていただくとともに、ぜひ県の医師会に届けていただけるようなこと、あと町のほうからも県のほうにそういう相談をさせていただければと思います。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘君） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

2つ目に入りますけれども、本町に耳鼻咽喉科などはないんですが、個人病院の開設に向けての環境整備を考えてはどうかと。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 令和2年4月1日現在、宮城県に登録をされています耳鼻咽喉科を診療科に持つ医療機関は120か所で、もともと非常に数が少なく、その半数以上が仙台市に集中をしております。そのうち塩釜保健所岩沼支所管内の状況でございますが、病院については耳鼻咽喉科を診療科に持つ病院はありません。しかしながら、一般診療所につきましては近隣であれば名取市に1か所、岩沼市に1か所は登録されている状況でございます。全国的な医師不足等により、個人医院、クリニックによる診療科目を町内にそろえることは、大変残念ながら難しい状況であると考えております。

町内に診療科をそろえるのではなく、広域で考えていくことや、複数診療科のある病院に対しまして耳鼻咽喉科の設置を要望するなど、対応を検討してまいりたい

と思います。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

- 6 番（大槻和弘君） そういう意味では今までであった耳鼻咽喉科、非常に惜しいというか残念な結果だなというふうに非常に思っております。今おっしゃられたように、近隣といってもやはり名取とか岩沼ってというような形で、それも数が少ないというような状態ですよね、耳鼻咽喉科に限っては。そういうふうなことをすると、非常に残念だなという。今ある施設だってそれなりの施設であるので、それを使ってやればいいのになというのが非常にそういう思いがあって、あるいはまた町民の方からこの辺の要望があるんですよね。今まで通っていたけれども、結局は岩沼とかに行かなくちゃならないというようなことでね。ところが、岩沼に行くにしてもやはり足の問題であるとか、あと駐車場のスペースの問題とかいろいろあるみたいで、なかなか難しいというのが現実らしいんです。だからそういうふうな意味でいうと、やはり欲しいなというふうに思うんです。

この間、第5次互理総合発展計画ということでアンケートを取りましたよね、3月にまとめたんですかね。そこを見ると、充実してほしい公共施設というふうなことで、その中には総合病院というふうなことがあるんですよね、総合病院が欲しいと。これは今回始まったばかりじゃなくて、かつてから総合病院というふうなことで言われているのは事実です。ただ、これは現実になるのかということそれは難しいだろうというふうに思うんです。

ただ、そうは言っても総合病院ということが、皆さんといいますか町民の願いであるとすれば、これはアンケートで見ると67.1%ということで断トツで1位なんだよね、これはね。それを考えると、総合病院は無理だとしても、やはりその耳鼻咽喉科なりそういうのはそろえていく努力をすべきでないかなと私は思っています。ぜひそういった努力をしていただきたいのと同時に、例えば先ほど言いました浜吉田だって少なくなっているし、あと荒浜地区にはないというね、歯医者さんはありますけども、ないというのが実際あるわけですから、それでまた、今言ったように現在ある病院の施設というのは活用すべきところが十分あるというようなことがあるわけですから、私はそれに向けて開業資金といいますか、それを補助するような、いわゆる基金というものをつくって補助するような制度とか、そういうものも考えてみてはいいのではないかと思います。これすぐにどうなるという話ではない

ので、そういう準備をしておくということが大事ではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） この開業資金を基金として町のほうで準備するというございます。なかなか、先ほど答弁が健康推進課長のほうからもありましたけれども、民間に対する空き店舗のやつもございます。そういうものも含めまして、今後ちょっと検討できればと思います。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘君） ぜひとも、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

3つ目に移りますけれども、近隣市町への通院に町民バスあるいはデマンドタクシー、こういったものの活用をしてはいかがかと。

それからまた同じように通院対策としてですね、高齢者を対象にサポカー補助金、これを県、国ではやっていますけれども、そういういわゆる町独自でさらに補助金を検討してみたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 町民乗合自動車さざんか号と、デマンド型のタクシーでありますわたりん号の近隣市町への、特に多分病院とかそういうことだと思いますが、以前もご質問を受けたと思いますが、乗り入れに関しましては対象となります施設がある市、町の議会の議決、そして地域公共交通会議の協議、さらには町内のタクシー事業者との合意形成が必要となります。今年8月3日から運行開始しましたデマンド型乗合タクシーわたりん号につきましても、町内の事業者と協議を重ねまして、民間圧迫とならないような事業運営とすることでご理解とご協力をいただき、運行を開始をできた経緯がございます。このため、事業を実施するために近隣市町やタクシー事業者の意向を伺いながら検討する必要があるものと考えております。

サポカー補助金につきましては、65歳以上の方が安全運転機能を持つサポートカーを購入する際に受けられる経産省の補助金制度であります。ご質問にありましたとおり高齢者の通院をはじめとしまして、交通手段の多くが自家用運転によるものと考えられ、サポートカーの安全機能により高齢者が安心して運転をしていただく環境づくりが進みつつあると認識をしております。

町独自のサポートカー補助金の導入につきましては、現時点におきましては検討

はしておりませんが、高齢者の安全運転対策は安全安心なまちづくりのために、町としても強く推進していく必要があると考えております。

特に最近、踏み間違いによる事故防止を含めた高齢者ですね、啓発及び交通安全研修を交通安全運動期間を通して実施をしました。また、昨年度には、高齢者ドライバーを対象者にしましたシルバー人材センターと連携した交通安全研修を実施しております。全国的にも高齢者による交通事故は多発傾向にあることから、今後も警察署をはじめ各交通関係団体と連携しまして、高齢者を対象とした啓発及び研修を継続し、実施していく必要があると考えております。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘君） これもね、先ほどの同じく亶理町の第5次総合発展計画による町民アンケート、これを見ても生活環境の部分で満足度がどうなのかというと、公共交通機関の便利さについては満足度が低いんだよね、現実ね、アンケートの結果として。それから、公共交通機関の便利さの今度は重要度はどうかというと、公共交通機関の便利さについて重要度が高いというふうに言ってるんですよ。だからやはり公共交通機関を通院などに使うというのは、そういった意味では必要なものだろうというふうに私は思っていますし、先ほどの耳鼻咽喉科じゃないけれども、やはり亶理町になれば、やはり通院しなくちゃならないと、町外に行かなくちゃならないということですから、そういうふうな意味ではね、今現在そのデマンドタクシーがどのくらい動いているのかというのは、町内で恐らく結構病院なんかに行かれています方の話を聞いているので、だからそれなりに使ってると思うんですよ。やっぱり町外のね、やっぱりそれを考えてみてもいいというふうに思うんです。

それとあわせて、岩沼といいますか近隣のところの議会の問題であるとか、タクシー会社というようなことも確かにあることはあるんだけど、それも重要だと思っただけでも、重要だと思っただけでも同時に町民の足というのも非常に重要で最優先でないかと私は思っているんです。特にそういうところに行かれる方というのは年金暮らしの方が結構多いということですから、そういったこともやはり考えていくべきではないかなというふうに思います。

それから、サポートカーについても同じく今後というふうな話で、やれるかどうかの検討をするということだと思うんですけども、これも国としては現在やっている制度であるわけですけども、それに亶理町として独自にプラスをして、どの

くらいのプラスができるかというのは分からないんですけども、そういったことも検討して行ってほしいなと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 初めに、まずデマンド型乗合タクシー等の他市町への乗り入れですが、先ほども答弁させていただきましたとおり、こちらから一方的に言っても向こうが拒否されればもうどうしようもない状況でございます。それだけ、やはり運輸行政から来る許認可制の問題というのは、すごく壁が高いというのを最近私も実感しております。その辺を含めまして検討をしているところでございますが、なかなか突破口ができてないというのが実情であると思っております。

もう1点のサポカー補助金に関しましては、町独自のかさ上げということもありますが、これに関しましては、本当にやはり東京とかで踏み間違いによる高齢者の重大事故等が発生しております。それをよくマスコミを通して私たちも知るわけでございますが、それも含めまして検討していきたいとは思っておりますが、やはり今後のことを考えますとなかなかそちらまで回せる財源があるかどうかという部分も含めまして、慎重に検討してまいりたいと思います。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘君） あまりしつこくは言いませんけれども、そういうふうな意味ではね、私前回のときも話したんですが、岩沼市役所でしたかね、あそこの交通対策課でしたか、あそこに行って話したときも、名取から乗り入れについては別に何の問題もありませんでしたという回答もいただいています。だから具体的にちょっと本当に動いて聞いてもらいたいと思うんです。ただその辺現実にとどこまで聞いているのか分からないですけどね、まずは周りの環境について本当に、本当に協議をしているのかどうかも含めて聞いていただきたいというふうに思います。

それから、サポカーについても同じように今亘理町の場合は特に、亘理町民にやはり車の免許を返納しようと言っても、なかなかできないのが実態だと思うんです。やはりそのことを考えてぜひともご検討願いたいというふうに思います。

4つ目に移ります。

県は県立がんセンター、それから東北労災病院、仙台赤十字病院の3病院の連携、統合を考えているが、町長の見解はどうでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） がん治療の中核を担います県立がんセンターは、入院・通院患者の約8割が仙台医療圏、仙南医療圏の居住者となっております。名取・亶理地区をはじめとする仙南地域の医療の拠点として、重要な施設となっております。

また、前身の成人病センターから数えて半世紀以上にわたりまして、名取市内にある施設としまして関係住民、利用者及び医療関係者の方々からも広く認知されていると思っております。

これらの地域の実績を鑑みまして、現在協議が行われております県立がんセンターと東北労災病院及び仙台赤十字病院の連携もしくは統合につきましては、この連携統合による医療施設、またはその機能の一部をこれまで同様、名取に立地していただきたいという見解でございます。

なお、この件に関しましては、令和2年、今年の9月25日付で名取市長、岩沼市長、そして山元町長との2市2町で、宮城県知事に対しまして名取川以南の立地について要望書を提出させていただいております。

議 長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘君） 分かりました。実は、町長が9月25日に要望書を出したというのは当然ニュースとかで知っているわけで、ただ、町長から自らの声で、正式な場所で私は聞いてないので、それでちょっと今日質問をさせていただいたというふうなことになります。

私も同じように、あそこのがんセンターというのは大体92%くらいががん治療の専門病院ですよね。そういう専門性がある病院ですし、43.2%が仙南から大体患者として行っているという格好なんです。非常に重要なところだというようなことで、これがほかのところに通うとなると、やはり亶理町民からすると、仙南の亶理町民だけでないですよ、仙南のところからすると非常に困るというのが実際の答えですから、9月25日に県に対する要望書を出したわけですけども、これに対する例えば回答であるとかそういったことはあるんですか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 現在、県のほう、そして労災病院、そして赤十字病院、あと東北大学のほうで協議をしている最中でございますので、私たちのほうにはまだ回答というのは戻ってきておりません。

議 長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘君） 今日の河北新報を見ると決して統合ありきじゃないですよというのが知事のね、11月議会ですかね、そこの中身だったようですけども、あるいはこの問題については、仙南だけじゃなくて仙台の住んでいる方たちも含めてやっぱり非常に関心があって、やはり反対の人が結構多いというなことから、ぜひともそういった姿勢をさらに貫いて頑張っていただきたいと思います。

次の大綱2点目に移りたいと思います。

町道神宮寺線の改修工事についてお伺いをいたします。

国道6号線の袖ヶ沢住宅入口交差点の改修工事について、国交省の対応はどうなっているのか。また、豪雨時に災害の危険性のある鍋倉川に隣接する町道神宮寺線の改修工事の計画を明確に示すべきという声があるんですが、対応すべきではないかと。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 国道6号と町道神宮寺線の交差点につきましては、国道からの右折車両の影響で事故が多発します大変危険な交差点となっております。そのため国に対しまして交差点改良について要望を重ねてまいりまして、このたび事業化となりました。令和3年度からの工事着手を目指しまして、現在、交差点改良に伴う詳細設計や支障となる東北電力、NTTなどの支障物撤去の協議を国が進めているところでございます。

交差点改良事業の内容につきましては、国道6号に右折レーンを設置しまして歩道の拡幅等を行い、一部鍋倉川との取付工事を行うことで協議を進めているところでございます。

工事完了につきましては、令和3年度から令和4年度内の完成を目指して工事を進めていきたいというのが国交省からのお話でございます。

町管理部分に関わる町道神宮寺線道路改良事業及び鍋倉川改修事業に当たっては、国直轄事業の神宮寺交差点改良の完成に合わせまして、引き続き袖ヶ沢住宅方面への改修工事を進めてまいりたいと考えておりますが、工事には多額の事業費が必要となることから、事業費の確保に努めて工事の進捗を図ってまいりたいと考えております。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘君） 令和3年度からというようなことで、その改修工事、国道部分に

ついて行うということで、前から亙理町としては、このところの改良について非常に要望してきたというのは分かりますし、私自身もその2016年6月議会の中で、ここで質問をさせていただいているんですが、町のほうでは当時言っていたのは渋滞を招くからというなことでお話しされたと思うんですけども、私のほうはそこは事故が多いというようなことですね。実は私、前にですけれども運転免許の更新に行ったときに、免許センターから出された副読本というのがあるんですが、その中で亙理町の亙理町警察署管内で事故が一番多いところというところで紹介されたのがそのところなんです。そこを取り上げたわけなんですけどもね。結果として、それで私の要望としてはそこに信号をとにかくつけてほしいというお話をしてたんですけども、ただその信号をつけるためには改修工事が必要だということで、なかなかそれが進まなかったということで。ただ、亙理町粘り強く交渉していただいて、そのほかの方たちも恐らくいろんな形でやってきたんだというふうに思いますけれども、今回そういうふうな形になったということは、非常にうれしいことでもありますけれども、やっぱり心配……どうせやるのであれば、やはりそこからの町道神宮寺線、あそこの鍋倉川、あそこのところがちょうど素掘りの用水路になってるんですよ、コンクリート製ではなくて。なのであそこの住民から言われているのは、あそこの草刈りをするのが非常に困っていると。のり面まで草が生えている状態ですから、草刈りをするのが危険だというようなことで、あそこをぜひ改修をとにかく早くしてほしいというなことが要望としてありまして、今回当然のことながらその交差点の改良ができるわけですから、引き続きそこをやっていくということでよろしいですね。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） こちらのほうは、都市建設課長のほうに答弁させていただきます。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 町道の西側に向けての改修につきましては、町長も申し上げましたとおり改修工事を進めていくということですので、担当課では準備を進めたいと考えております。以上です。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

6番（大槻和弘君） ちょっと町長の答弁で気になったのは、お金がかかる問題だからとって言っていたので、それは当然お金はかかるんですよ。かかるのは分かっている

んです。ただ、あそここのところというのはもうご存じだと思うんですが、やはり鍋倉川何回もあふれて、そしてそこに住んでいる市民のところにも床下なり床上浸水をしているという状態もあるんですよ。だから、そういうふうな意味でいうとやはり優先度が高いというふうに私は思っていて、そして、その改修工事と併せてやらないと、さらにお金がかかるということが当然出てくるし、また交通規制もさらに出てくるということがあるので、やはりこの時期にやっていかなければならないということは、十分認識をしていただきたいなというふうに思います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 鍋倉川の大雨のときの越水で、数件、すぐ家に水が入るといのは認識しておりますし、去年の台風19号のときも、すぐ翌日の朝見に行かせていただきました。大変な状況でした。その原因の一つが、大きいのは用水路の下にサイホンにくぐって鍋倉川を東のほうに出しているというのが一番大きな問題だと認識しております。こちらのほうは、町としては優先順位、高い順位での改修を今後考えていきたいと思えます。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘君） 最後になりますけれども、鍋倉川はそこで終わるだけじゃなくて本線工事をさらに引き続いてやっていく形になると思うんですけれども、この年次計画なりそれは立てないんでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 鍋倉川、大分今、ちょっと上流のほうになります、そのやつはいろいろと直したりしておりますし、年次計画まではなかなか難しいかもしれませんが、なるべく鍋倉川に関しましては下流のほうが大分流れるようになりましたので、なるべく早い段階で上流のほうから下まで流れるようにしていきたいと思えます。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘君） そういう意味で住民の方も喜ぶことではないのかなというふうに思っています。長年といいますか、従来からあそこは要望していたというふうなことを聞いておりますし、ぜひともよろしくお願ひしたいということで私の質問をこれで終わらせていただきます。

議長（佐藤 實君） これをもって、大槻和弘議員の質問を終結いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は11時20分とします。休憩。

午前11時04分 休憩

午前11時20分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番。木村 満議員、登壇。

〔10番 木村 満 君 登壇〕

10番（木村 満君） 10番、木村でございます。

それでは、通告に従いまして3点質問させていただきます。

1点目が効率的な財政運営について、2点目が交流人口の増加について、3点目が定住化についてということで質問させていただきます。

まず一番初めの財政運営についてという部分なんですけれども、これは通告書にも書いてありますとおり、統一的な基準に基づく公会計について質問させていただきますけれども、ちょっと長いので、以下公会計ということで発言させていただきます。この公会計の大きな柱というのは、皆さんもご存じのとおり3点あってですね、1つは複式簿記発生主義の導入ということになっています。もう一つは固定資産台帳の調整、そして3つ目については比較可能性の確保ということが3つの柱として挙げられておるわけですね。

しかしながら、この本町においては、この公会計に基づく諸商簿というのは補助簿的な意味合いで使われておるんですけれども、これは何のことはなくて、財政法の中において地方自治体のこの予算の執行というものについては単年度主義がとられているので、現金主義がとられているわけですね。このほうが確実な予算の執行に資するであろうということでの目的のもと、そういうふうになっていますので、この現金主義・単年度主義というのが悪いということではなくて、運用の中で公会計を取り入れていくべきではないかという視点で質問していきますので、この点ご理解の上よろしく願いいたします。

まず初めに予算の調製です。各課が予算を調製して、または予算請求する際に、その予算調製の予算の内容が費用に該当するのか資産に該当するのか、こちらについて考えながら請求していくということが重要なんじゃないかなと思うんですよ。これ考えてみればすごく単純なことで、費用になるか資産になるかということなの

ですごく単純なんですけど、ただ、予算請求する側、またはそれを承認する側においても、どちらに分類されていくのかということ意識するということがすごく重要であると、このように考えるんですがいかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 予算、現在は単式簿記の現金主義でございますが、今後複式で発生主義となりますし、やはり職員一人一人がそのような自覚を持ってしていただくのが一番望ましいかなと思っております。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

10番（木村 満君） 一人一人が自覚を持ってやっつけていかれるということなので、それは本当にすばらしいなというふうに思うんですけども、次にこの公会計の柱であります2つ目、固定資産の台帳の調製ですね。この台帳の調製に対して、現在、本町において公有資産台帳というものと固定資産台帳というのが2つあるかと思うんですけども、これは書いてある内容は別にしても数字的には一致するはずなんです。しかし、この固定資産台帳というのを調製していく中においては、各課からのヒアリングまたは決算が終わったときのヒアリングか、それが各課からの伝票というのを基に調製していかれるんだと思うんですけども、これだとですね、抜けとか漏れとかが発生してきてしまうわけですね。これを先ほどの公会計の柱であります複式簿記、こちらのほうを運用の中でですけども、こちらのほうを運用の中で徹底していきますと、伝票が調製された瞬間に固定資産台帳が形成されると、更新されていくということになってですね、抜け漏れがないというような帳簿が出来上がってきますし、何よりもタイムリーにその資産状況が町長のところに手に取ることができるという面が挙げられるわけですね。

以上のことから、やはり伝票の調製自体についても、この複式簿記っていうのは活用していくべきではないかと思うんですけども、この点についていかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 複式簿記を常々ですね、現在の財務諸表作成に当たっては、議員が申しますとおり決算後に一括して全部一括仕訳をしております。その状況ですので、今年度6月に議員の皆様へ平成30年度決算に基づく公会計の財務諸表を説明をさせていただきました。

しかし、決算認定をいただいてから作成開始になることや、限られた職員体制の中での作成になることから、どうしても時間がかかってしまう現状となっているために、財務会計システム入力時に日々、随時の仕訳ができる手法がないか、現在財務会計を導入している事業者と検討させていただいているところでございます。正確性と事務処理の効率化を踏まえまして、総合的な改善を図れないか今後も検討してまいりますとともに、今月、全職員を対象としました研修会の開催を計画しているところでございます。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員に申し上げます。通告に従って質問をしていただきたいと思います。

10番（木村 満君） はい。通告の中に財政運営に関わる事項についてと書いてありますので、それに基づいて質問させていただいております。駄目ですか。駄目なのであればやめさせていただきます。

議長（佐藤 實君） 今1番ですか。

10番（木村 満君） はい、（1）でございます。駄目なのであればやめさせていただきます。

議長（佐藤 實君） はい。これに関してならば許します。

10番（木村 満君） 大丈夫ですか。はい、かしこまりました。

次に、この財政運営に関わる3本目の柱として、比較可能性の確保というものが先ほど挙げた3本目の柱になるわけですがけれども、この3本目の柱の比較可能性というものは統一的基準ということがやはりキーワードで、この統一的基準でやることによって他自治体との比較ができるというものになるわけなんですけれども、この他自治体との比較をすることで、やはり今、町が置かれている現状というのを把握して、次なる一手を打てるということになりますけれども、この他自治体の比較という面におきましては、どちらかといえば当局皆さんの目線であったり、議会側のチェック機能である目線であると思うんですけれども、私はもう一方で、これは主権者たる町民の皆さんへの知らしめに当たるんではないかなと考えております。特にこの財務諸表ですね、この資産、貸借対照表を作った際に、現状のものだけではなくて、町長が進めていこうと思っている施策が及ぼす財政への影響というものを予測して、将来どういったものになるかというところまで、これは開示したほうがいいのではないかなと考えております。そうすることによって、町民の皆さんに

とっても町政への理解も進みますし、町政への関心というのも含んでくると思いますので、この予測財務諸表を作ることで効率的な財政運営というものにも資すると考えるのですが、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 予測のB/Sをとということでございますが、予測のバランスシートを作成することになれば、当然、年度終了後にその結果はどうだったのかという実際のバランスシートとの比較をすることになると思いますが、先ほど述べましたとおり、現在の状況として公会計に係る財務書類の作成が決算認定後にですね、先ほど申し上げました期末の一括仕訳で作成していることから、完成に1年以上時間がかかっているという状況になっていますので、タイムリーに比較ができないのが現状でございます。そのようなことを考えますと、まずは、日々仕訳による財務諸表を作成できる体制を構築することを最優先にしまして、年度終了後にすぐ予想バランスシートの比較ができるよう体制が整った段階で、予想バランスシートの作成について今後考えていきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

10番（木村 満君） ぜひ予測バランスシートについても検討するということでしたので、ぜひですね、そちらのほうも検討しながら実現してもらえればと思います。

（1）の最後の質問になりますけれども、これらの事項を達成させるためには、やはり人的な知識というのが必要になってこようかと思うんですけれども、ちょっとただいまセミナーとか勉強会開かれるということなので、大変、それはぜひ実施していただきたいと思うんですけれども、やはりこの予算請求に直接というか結構深い関りを持ってくるような役職以上の方については、この公会計の知識というものを人事評価の一つに入れてもいいんじゃないかなというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） こちらの件に関しましては、担当しています総務課長のほうより説明をさせていただきます。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（牛坂昌浩君） 先ほど、町長の回答にもありましたが、人材育成の観点から、やはり公会計の知識につきましては今後必要になると考えております。そのために、

今月、全職員を対象に研修会を開催する予定としております。このような研修会を通じまして、公会計に係る職員の知識の向上を図ってまいりたいと考えております。

また、人事評価に公会計の知識の有無を反映させてはどうかということでございますけれども、人事評価につきましては、評価項目におきまして特定の知識の習得を評価するものではないことから、人事評価への反映は難しいものと考えております。以上です。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

10番（木村 満君） 目的としては反映ではなくてその知識の習得ですので、定期的にセミナー等、また勉強会等々やってもらえれば、目的は達成するのかなというふうに思っております。

続きまして、大綱2問目、交流人口の増加についてということで質問させていただきます。失礼しました。もとい、（2）飛んでましたので、（2）番を質問させていただきます。

中長期使用しない基金の一部を活用してはということなのですが、これは主に公営住宅管理基金ですね。約18億円を財調から取り崩して基金を創出して、現在23億円あるということなのですが、これももっとももっとこれからも積み増ししていくわけですね。で、しかるべきときに使うということになるわけですが、私この決算書の最後の基金のページを見てたら、その各基金に有価証券というような項目があって、どういうふうにその基金のお金を配布しているかという項目があるんですよ。なので、この基金運用、債券運用というのはできるものだと思うんですが、この辺について質問します。ただ、ちょっと債券運用ということで誤解を招くとあれなのですが、株式を買ったらということではなくて債券を買ったらということなので、この点ちょっと誤解のないようにお願いいたします。いかがでしょうか、町長。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 財政調整基金をはじめ先ほど議員が申されたような住宅の基金等ございますが、基金の運用につきましては、指定金融機関及び収納代理金融機関であります町内の金融機関と宮城県漁業協同組合及び東北労働金庫に対しまして、半年ごとの定期預金を行い利子の運用益を得ておりますが、マイナス金利政策の導入や新型コロナウイルスの影響等によりまして、現在の定期預金の金利は0.002%と大変低い金利となっております。

一方、国が発行する債権の金利は、20年の国債で定期預金の金利の約200倍の0.4%と、これ11月現在でございますが、なっていることから、今後20年を限度としました中長期の運用が可能な基金について国債等の債権で運用を図るため、現在その運用に向けました体制整備を準備をしているところでございます。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

10番（木村 満君） 全部というわけではないと思うんですが、今年末ぐらいには恐らく基金の残高が30億近くなってですね、これで国債買ったとすると年間1,200万ということの利子なので、やはりその運用というのは必要性が高いんだろうなと思いますし、今、町長の答弁でやっていく方向で検討しているということなのでぜひやっていただきたいというふうに思うんですけども、一方で、私国債じゃなくて、例えば格付がAAプラス以上であれば、そこの社債というのかなり安全性が高いというふうに思うんですね。もっと言えば、それが難しくても電力債は買ってもしいのではないかなと思うんです。電力債ってもう国の次ぐらいに安全ですね、はっきり言えば。東京電力の株式は600円から230円ぐらいまで落ちてしまっていますけれども、電力債ですので東京電力がデフォルトしない限り利子がついてくるということになりますから、私はこれ東京電力債とか、そういうところまで手を伸ばして検討なされたらどうかなと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 債券の運用に関しましては、国債及び国債に準じた安全性が担保されている債券での運用を考えておりますので、電力債など民間が発行している債券での運用は、現在のところそこまでは考えておらずに、あくまでも国債及び国債に準じた安全性が担保された債権での運用を考えております。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

10番（木村 満君） そうですね、国債を買っていくことを検討しているということ自体が大きな一歩ですので、まずそれで実績を見てもらって、その後いろいろ検討していただければと思います。

ではですね、ちょっと先ほど間違えましたけれども、早速大綱2に入らせていただきます。

本町における人口減少に伴う経済活動の維持とか拡大、これについては交流人口の増加というのが必要であるというふうな認識に立って質問させてもらうんですが、

この（１）番、これについては実は私は平成29年9月の議会で一般質問をした内容となりますので、詳細は割愛させていただきますけれども、もう一度お伝えしたい部分だけ伝えながら質問させていただきます。

この多目的広場にユニークな、その遊具自体が集客力となるような遊具、例えば昔の鳥の海公園にあったような大きな複合遊具ですね、ああいったものを設置したらいいのではないかなというふうに考えております。財政が厳しいというのは、いろんな場面で町長や担当課から聞いてはいるんですけれども、私はこの遊具を作ることですごくプラスに働くのではないかなと思っております。

この質問をした当時、山形県の東根のよってけポポラの向かいにあります、あそびあランドというところに自分で行って視察してきました。そのあそびあランドというのは平成25年の5月にオープンしたということだったんですが、ちょっと定休日違うところに行ったんですけれども、あいにく臨時休業で遊べなかったんですけれども、NPOが委託を受けていて、その事務局長に話を聞きました。話を聞いたところ、年間30万人ぐらい来てんだってということの話だったんですね。それはすごいですねとお話しして、次に向かいによってけポポラという地場産品売場があったのでそこにも寄ってみたんです。そのちょっと役職は忘れちゃったんですけれども、経理の担当の方に聞いたら年間12億円ぐらい売り上げるんですということでした。この両者とも、やはり近くに遊ぶところと買う物があるというのがすごく非常に相乗効果があるのではないかということ、やはりお話ししていたところでもあります。そしてまた議会としても平成28年の12月の議会において、教育福祉常任委員会からこういった遊育というものを目的とした遊具の設置をしてはどうかというような報告が上がっております。そういった観点からもこの鳥の海公園、多目的広場ですね、こちらに遊具自体が集客力のあるような、そういうものを設置するということが経済的にも意義があるものであると考えるんですけれども、町長いかがでしょうか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 議員ご質問の鳥の海公園に遊具の設置ということでございますが、鳥の海公園の多目的広場につきましては、東日本大震災で被災した公園施設などを移転集約しまして、町民全体の健康づくりやイベント開催などに幅広く活用してコミュニティ形成を図ることを目的に整備をしました、約4ヘクタールの天然芝を

張った比較的フラットな広場となっております。多目的広場に集客力のあるユニークな遊具を設置し、長時間滞在してもらえる環境を整備してはどうかということでございますが、現在のところ、岩沼海浜緑地公園のジュニパーク岩沼や、議員が視察をされました東根市のあそびあランドのような常設の複合型等による遊具を多目的広場に設置することは考えておりません。

しかしながら、木村議員が言われるとおり、沿岸部の魅力と雰囲気づくりは大変重要であると認識をしているところであります。現在、庁内検討組織も新たな観光エリアの創出プロジェクトチームによる今後の荒浜地区一帯における観光施設、スポーツ施設、公園施設等が連携しまして、他にはない荒浜独自の特色ある魅力のあるエリアづくりや、ここに来れば子供も楽しめるような仕組みなどの協議を重ねておりますので、詳細が決定次第、交流人口拡大に向けての施策等の検討結果をご説明をさせていただきたいと考えております。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

10番（木村 満君） 質問当時は鳥の海公園ということで質問したんですけども、今回は多目的広場ということにフォーカスして質問してしまっているんですけども、まずちょっと質問入る前に町長にもお伺いしたいんですが、私地元の子育て世代の皆さんから、昔あった複合遊具、何で復元しないんだろうねということで多数本当に声をもらっています。そしてまた商店街の方からも、遊具があればもうちょっと人が来て消費が伸びるのになというふうなことで、本当にこれ皆さん口をそろえてお話しするんですね。なので、この遊具を建てたらどうかっていうふうな、その声とかニーズというのをまず町長が把握なされているのかどうかというのを併せてちょっと聞きたいんですが、その中で、私自身その財政が確かに厳しい部分もあるとは思いますが、行政運営していく中で重要なものの一つの中に住民満足度というのが非常に重要度が高い指標で入ってくるんだと思うんですよ。そういう意味合いからいくと、そういった町民の皆さんが必要としているものというのは、やはり優先的に設置したほうがいいと思いますし、これを設置することによって経済効果があるということで、この財政が厳しいからこそ1つのことで2つ、3つ、4つというふうな効果が生まれるようなものには、積極的に投資していくべきだと思うんです。

ちょっと最後の言葉になるんですけども、私が質問した当時、前町長の貞町長

がですね、復興のインフラがある程度完了した際には、あったような複合遊具を当然設置していく方向だということに答弁いただいているんですけれども、その辺も含めてちょっともう一度答弁いただければと思います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 地域の方々のご意見、特に荒浜地区の方々からの、議員の質問であれば荒浜地区の方々だと思いますけれども、これは私も十分に認識をしているつもりでございます。多目的広場以外の鳥の海公園内の遊具の設置につきましては、限りある財源でありますので、今すぐに設置は難しいと考えております。

今年度は、NTTドコモ様から東北復興支援という形で子供用の複合遊具を設置する予定でございます。今後におきましてもこのような民間による補助金の活用や、国や県などの公園遊具の設置に関する補助金を模索し検討して、そちらのほうは進めてまいりたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

10番（木村 満君） 設置してもらいたいというニーズを把握なされていて、そしてちょっと財源の関係で難しいけれどもいろいろ模索していくということであれば、私自身もそれがかなうように全力で応援させていただきたいと思っておりますし、早期の実現というものを期待申し上げまして、（2）に入らせていただきます。

次にこの雰囲気づくりという部分に着目してなんですけれども、これ多目的広場の北側、北側って何でそうしたかという、あそこ芝が生えてないから北側ってただ単に言ったんですけれども、あそこに公設民営でバーベキュー場を設置したらどうか。昔、大畑浜にバーベキューするところがありまして、施設までではないんですけれどもするところがあって、非常に人気でした。私も行こうと思うと誰かが使ったりしたりするので。やっぱり海と山って考えると、バーベキュー場というのは結構マッチするんじゃないかなと思いますし、そのバーベキュー自体で消費が促されるかということそんなことはないのかもしれないんですけれども、やはり雰囲気をつくるということが大事で、観光地は雰囲気だと思うんです。その雰囲気が消費を喚起するんだと思うんですね。いいものがあるというよりも、やっぱり雰囲気なんだろうなと思います。その雰囲気の中で荒浜地区でバーベキューをしている人たちがいるということがすごく大事なんじゃないか、大事というか雰囲気づくり魅力づくりに寄与するんじゃないかなと思うんですが、この辺町長いかがでしょう

か。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 議員ご質問の多目的広場の北側には、今回の整備工事の対象外となりました約2,500平米の未整備地の区域がございます。その場所にバーベキュー場の公設民営化ということであると認識をしておりますが、多目的広場北側のバーベキュー場につきましては、残念ながら、景観的な観点から現在の場所ではなく、さきに述べさせていただきました新たな観光エリアの創出プロジェクトというのを今立ち上げてやっておりますので、そちらにおきまして、海が見える場所にバーベキュー場を含んだ滞在型のキャンピングシステムの施策も協議を現在しているところでございます。

また、多目的広場の北側のエリアにつきましては、サーフィン利用者用の駐車場にも近接しているということでございますので、サーフボード置場や簡易シャワーなど、サーフィン利用者等の利便性向上のためのエリアに活用できないかなと協議をしております。

引き続き、多目的広場と周辺の施設が連携した荒浜沿岸部エリアにおけます新たな観光の創出に向けて検討を進めてまいりたいと思います。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

10番（木村 満君） ただいまの……（「9月議会でやってる」の声あり）何ですか。

（「9月議会でキャンプ場とその遊具創出で」の声あり）9月議会、どこの……

（「私が」の声あり）そうでしたか、すみません、ではかぶってるみたいなのでこれは質問できないということですかね。（「別な角度からやればいい」の声あり）別な角度で、失礼いたしました。

そうしましたら、キャンプ場ではなくてバーベキュー場でやっておりますので。バーベキュー場につきましては、ただいま町長言うようにプロジェクトチームで検討しているということですので、私別に北側にこだわっているわけではないので、それで検討して前に進めていただければなと思いますし、ただ、今言ったそのサーフィンの人の利用の利便性というのも大変すごくこの海ならではだなと思いますので進めていただきたいと思うんですが、どちらにしてもですね、ちょっと質問では公設民営ということで書いたんですけども、実際これ運営していくとなると、どうしてもやっぱり人的リソースというものが課題に出てくると思うんですよね。なので、

この人的リソースという部分でいくと、地域おこし協力隊、こういったものも活用することによって、この人たちが新たな魅力を発見してくれて発信するというような、そういう場面もつくっていただけると思うのですがいかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 地域おこし協力隊というお話でございましたが、そちらは今、新たな観光エリアの創出プロジェクトを担当してやっております企画課長のほうからも答弁させていただきたいと思います。

議長（佐藤 實君） 企画課長。

企画課長（齋 義弘君） 今地域おこし協力隊ということで出ましたので、私のほうから説明させていただきますと、今町長申しましたとおり、新たな観光エリアの創出プロジェクトチームというのを役場の中で組織しております、その中であの地区の今後についての検討を重ねております。

その中で、地域おこし協力隊の活用というのももちろん出ております。全国的にもこの地域おこし協力隊、今現在で5,300名ほど全国で活動されております。宮城県内でも155人ほどが実際に活動されているということで、このプロジェクトの中でも、亶理町でもぜひその活用についての検討をしたほうがいいんじゃないかということで、重ねてまいりました。

この地域おこし協力隊については町外の方、特に都市部からですね、亶理町を例えますと、町内に転出してきていただいて定住する、期間については1年から3年間の間この町に住んで活動するというのが条件でございます。その手当については、まず報償費といいますか人件費ですね、そちらのほうが大抵240万円、あと活動費として200万円、1人頭合わせて440万円の活動費を提供するという形になってございます。そちらの費用については、国の特別交付税のほうで措置されますので、町の持ち出しはないのかというふうに思われております。

そういったことを活用してですね、ぜひ民間の力も含めて、いろんなアイデアを持っていただきながら活動していただければと考えておりますので、ぜひとも、そういったよそから来られる若者の方をですね、地元の方がぜひ温かい目で迎えていただいて協力して、より一層いい場所になるようになっていければと考えております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員に申し上げます。これ以上この関連について質問あれ

ば、前に戻っていただきたいと思います。

10番（木村 満君） はい、ありませんので前に進みます。

それでは、先ほどちょっと答弁にだけ返させていただきますと、いろいろ本当にあの手この手使って考えていただいているんだなというふうに思うので、その辺、議会としても私の地元としても応援していきたいと、そのように考えております。

3番目に入らせていただきます。

交流人口から定住化へということでこの定住化策なんですけれども、この定住化策については本来であれば2つの考え方があって、来られた方がそこに住むパターン、あとは今いる方がそこに住み続けるパターンということがあって、私はどちらかといえば、本来は今いる方が住み続けるほうに重点を置くべきなのかなと思うんですけれども、本町において交流から定住へということ 키워ワードに掲げておるので、ちょっと今回についてはこの交流から定住へというところにフォーカスして質問させていただきます。

交流から定住へというのが確かにキーワードではあるんですけれども、実際にマインドというか気持ちの変化として、どうしたら交流してきた人が定住していくのかなと考えると、そこにおいしいものがあるとか、そこにいい遊び場があるとかではないと思うんですよ。観光地に行くまでの雰囲気であったり観光地の雰囲気の中で、ああ、こんな情緒ある町なのかとか、こんないい雰囲気を持っている町なのかとかすばらしい景観だねとか、そういうのがあって初めて住んでみたいというふうに思うと思うんですね。

そんな中で（1）番なんですけれども、この交流人口として観光エリアに来た方々がまず最初に目にするのが、やはり震災後の壊れたブロック塀がそのままになっていたりとか、基礎がそのままになっていたりというのを目にするわけなんですけれども、そういったのを目にした方々が住んでみたいと思うのかなと思うとちょっと疑問が残るなと思ってるんですよね。なので、こういったブロック塀だとか基礎とかの整備というのを推進していくべきではないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 現在の被災地におけるブロック塀や基礎ですね、そういうのを撤去を推進してはということだと思いますが、東日本大震災によります被災家屋の解体、

基礎、外壁などの撤去に関する経緯について説明をさせていただきますと、被災者への周知に関しまして、家屋解体につきましては平成23年4月、これ震災があった年でございますが4月、9月、そして平成24年、翌年の7月と、3回のご案内をしております。基礎、外装などの撤去については、平成23年7月、9月、平成24年7月、平成25年3月と、4回のご案内を差し上げております。これは公費解体可能であります申請期限が平成25年3月までであったことや、早期の復旧復興への復興事業への着手、そして完了を目指していくために必要であったことから、文書、郵便、郵送、町のホームページ、広報による呼びかけと、情報発信を数多く進めましたので、町としては十分な周知、対応に努めたという認識でおります。

また、基礎、外壁などの撤去申請においては、撤去するのもしないのも、所有者へ確認した上で受付をしまして撤去を進めました。そのため現在残っている基礎、外壁は所有者の財産であり、意思によるものでございます。そのような経緯もありますので、町から改めて基礎や外壁などの撤去を推進していく考えはございません。どうしても、あれが残っているために区画が分かったりとかですね、それを目安にしている方もいらっしゃるということでございますので、改めてこちらのほうから現在やっていくということは考えていない状況でございます。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

10番（木村 満君） もちろん固有の、個人の財産だということは認識していますので、なかなか手をつけにくいのかなというのは思うんですけども、担当課は多分町民生活課ということになるかと思うんです、地域の美化という意味でいけば。そういった意味からいくと、私は区長さんとか商店の方々とコミュニケーションを取って、もちろん町でどうのこうのと言うのは難しいとしても、この景観をつくっていく中でどの辺が重点的に、美化とっていいのか分からないですけどもその撤去とか、そういうのを考えているのかというのは、地域の方々とコミュニケーションを取りながら一緒に把握していくというのがまず第一歩なのかなというふうに思うんですけども、こういった行為についてはどのようにお考えでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 美観に関してのそういう部分だけでも撤去というお話でございますが、どうしてもやはり個人のものでございますし、あと危険性があるものに関しましては、これはですね、撤去費は国と町、フェンス等ですね、また県ですね、撤

去のみ、そういうものもありますが、危険性が判定されればそういうものにはやっていきますが、なかなかそこまでは、個人のものに対して手を出せないというのが実情だと思います。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

10番（木村 満君） 今回の最終の質問になります。

この雰囲気づくりというところに絡めてなんですけれども、本町において交流人口の増加というのが目標にあって、そこから定住化ということなんですけど、先ほど言ったように雰囲気づくりですけれども、本町において鳥の海インターの利用者というものにKPIを設定してますね。このKPIというのは、測量値ではなくて目的達成値なわけなんです。そういうふうに考えると、鳥の海インターからその観光地までの流入というのを重要に考えているんだろうなということが読み取れるんですが、そうなったときに藤平橋の草の管理というのも、やはり1つ景観の整備というのに入ってくるのかなと思っていて、今だと確かに枯れているのでそうでもないんですが、夏場だとちょっと生えててですね、海といえば夏にみんな来るわけなんですけれども、そのときにちょっとあそこ通ってきたときに、本当は樹木とか生えてればいいんですけれどもまさかそこまではできないので、あそこの景観の整備というのは、例えば町の計画の中で年1回ずつやるとかじゃなくて、少し戦略的にやっていってもいいのかなというふうに思うんですが、いかがですか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 藤平橋、確かにあそこのETCができて、あと避難道路も完成したということで藤平橋のところですね、あそこの土地に関してはまだ町の所有地になっておりますので、十分にその辺は担当課のほうにてなるべく除草をちゃんとできるような形に努めてまいりたいと思います。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

10番（木村 満君） ぜひ、計画的にやってもらえればなと思います。

それでは最後の質問に入ります。

いろいろ施策をやっていった上で、ぜひ互理町に住んでみたいなというふうに思った方がいた際に、他自治体ではいろいろ施策があるんですけれども、互理町ではなかなか町外から来た人に対するの援助というのがあまり見つからないのかなと思うんですけれども、今後子育て世代、町外の子育て世代が、本町に住みたいと思

ったときに背中を押せるような施策というのは何か検討しているのかどうか、お伺いします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 現在のコロナ禍の状況から、東京などの大都市から地方への移住が注目を集めております。いろいろな、各県が争うように緑の中で海の近くでという形で生活をして、仕事はここでというような形はよくPRコマーシャル、ユーチューブなんかでもよく見るわけですが、在宅によりましてテレワークやサテライトオフィスの開設といったようなですね、それが普及をしまして、この1年でこれまでの働き方とは大きくさま変わりをしました。

このため、将来を見据えまして、若い世代の働き方の変化に対応するためにも、時代に合った就業支援と雇用の確保が移住定住を促進するために重要なキーであると考えております。ワークスペースの提供や企業誘致をこれまで以上に推進していきたいと考えております。

また、山と川、里と海といったすばらしい自然環境の中で子育てをしまして、身近にマリンスポーツやトレッキング等の多様な趣味が楽しめるといった、本町の魅力を若い世代に向けてSNS等を活用しながら配信することで移住を促進していきたいと考えております。

なお、子育て世代が土地を購入し家を建てる際の補助につきましては、他市町村では実施をしている移住定住促進のための有効な施策の一つではありますが、他市町村の事例や財政面等をあくまでも検討してですね、考慮して検討を進めてまいりたいと思います。

議 長（佐藤 實君） 木村 満議員。

10番（木村 満君） すみません、お昼になりましたが最後の質問なのでご勘弁ください。

こちら、支援策を検討なされているということですが、財政的に厳しいのでなかなか進まない部分もあると思うんですが、私自身は何もお金あげるだけじゃなく、例えば固定資産税の免除ということだってできると思うんですよね。一人が住むと大体消費が120万増えると言われていて、どう試算したか分からないですけども120万円と言われてます。なので、そこで子育て世代に来てもらうということは、すごくその固定資産税免除以上の効果があるというふうに考えます。

そして、実は人口ビジョン達成難しいんじゃないかということでお話ししたんで

すけれども、とは言ってもほかの市町村と比べてすごく緩やかで、月ごとに見ると移入者のほうが、転入者のほうが増えている月もあったりするんですよね、亶理町というのは。ただ、それにしても例えば吉田東部地区とか荒浜地区とか津波をかぶった地区の人口減少というのは、すごく顕著にあらわれているところがあるので、やはりそういった地域に対して来られる子育て世代に対しては、例えば固定資産税を免除するとか、そういったことでも1つつくってもいいのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） その辺に関しましては固定資産税というか、土地のあれはそんなでもないと思いますので、建物等のほうになると思いますが、そちらの辺はですね、ただ子育て世代がどこまでなのかそういう線引きもいろいろあります。その辺も含めまして検討させていただきます。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

10番（木村 満君） ぜひ前向きに検討していただいて、実現してもらえればと思います。では、以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（佐藤 實君） これをもって、木村 満議員の質問を終結いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は、13時5分といたします。休憩。

午後0時02分 休憩

午後1時05分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番。鈴木邦彦議員、登壇。

〔2番 鈴木邦彦君 登壇〕

2番（鈴木邦彦君） 2番、鈴木邦彦です。

通告に従い、一般質問をいたします。

今回質問するのは、大綱2問であります。1つ目は、新型コロナウイルス感染症関連の各種支援制度の検証について、2つ目はICT教育に関する課題についてであります。

まず、最初の質問であります新型コロナウイルス感染症関連の各種支援制度の検証についてであります。最近の新型コロナウイルス感染症の動向において、第3

波が襲来しているとの報道がなされているわけでありますが、そして、国会においても今後の支援対策が議論されているわけであります。そういうことから、第3波に対応するため、その後のコロナ禍に対応するため、効果的、効率的な対策を講じるために、これまで実施してきた各種支援制度を検証していく必要があると思いません。

11月7日に岩沼市では、市内の事業者860社を対象に新型コロナウイルスの影響を調べたアンケートの結果をまとめ、今後の追加対策を検討するとの内容の記事が掲載されておりました。そういうことも踏まえ、3点の項目について伺います。

まず、(1)国の支援策、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、町の広報紙等で広く町民に周知し対策を講じた6事業、亘理町飲食店テイクアウト等支援事業、亘理町新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援給付金、亘理町新型コロナウイルス感染症対策事業地域雇用維持支援金、わたりエール商品券、ひとり親世帯臨時特別給付金、学びの応援給付金について、おのおのの事業の実績と課題と伺いますか、どのように評価をしているのかお伺いします。また、継続している事業があるわけでございますけれども、その辺も含んでよろしくお願ひしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） ただいま鈴木議員より6項目について、新型コロナウイルス感染症関連の支援制度の検証ということでご質問いただきました。

私のほうから飲食店テイクアウト、そしてあと感染症対策事業継続支援給付金、感染症対策事業雇用維持支援金、わたりエール商品券、ひとり親世帯臨時特別給付金、こちらの5点について私のほうから回答させていただきます。6番目の学びの応援給付金に関しましては、教育長のほうからさせていただきます。

では、初めに1番目の亘理町飲食店テイクアウト支援事業でございますが、亘理町飲食店テイクアウト支援事業につきましては、新しい生活様式の1つである飲食店からのテイクアウトやデリバリーの活用を支援するために、テイクアウトデリバリーを開始、または拡充した事業者に対しまして15万円を限度としまして、対象経費の4分の3を助成するものでございます。10月末で申請受付が終了しており、19の事業者に対しまして161万9,000円を助成する予定としております。申請内容の多くは商品に係る消耗品代であり、新型コロナウイルス感染症の影響で単価が上昇し

ている容器も多くあり、事業者からは大変助かるといった声も伺っております。

本町では、3月から「みんなでわたりグルメを応援しよう！」でテレビ、ラジオ、ホームページ等で飲食店のテイクアウトを推奨しており、連動して事業者を支援をさせていただきました。

課題としましては、申請手続きにおきまして、特に高齢の個人事業数に対し多くの支援、補助が必要となりまして、結果としまして申請に来庁した他の事業主を長く待たせてしまったということが挙げられると思います。

2番目の、亘理町新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援給付金でございますが、こちらのほうは新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、今年1月から7月までのいずれか1か月の売上額が前年同月比で20%以上減少した事業者に対し、10万円を給付したものでございます。9月末で事業を完了しており、実績としましては318事業者に対しまして3,180万円を給付しております。この318事業者のうち法人が124件、個人事業主が194件で、申請が多かった業種は建設、造園業等の工事業が106件で、次いでクリーニング、床屋さんの洗濯、理容、美容業が24件、酒屋等の飲食料品小売業が17件、畳、花屋等のその他の小売業が16件、司法書士事務所等の専門サービス業が15件となっております。昨年同月と比較した平均減収率は57.45%。減収割合別に見ますと50%から60%の減収が最も多く71件、20%から30%の減収が54件、60%から70%減収が45件となっております。

事業継続が逼迫している事業者も出てきている中、すぐに活用できる給付金におきましては、この給付金は各事業者にとって有効活用でき、支援につながったものと考えております。個人事業主からは、申請から振込までの期間が短く、マイナスとなった事業収入分を補填することができ、とても助かったという感想をいただいております。

問題点としましては、課題ですけれども、こちらに関しては申請手続きにおきまして、特に高齢の個人事業主に対しまして多くの支援、補助が必要となり、結果として来庁したほかの事業主を長く待たせてしまったということが挙げられます。

3番目の亘理町新型コロナウイルス感染症対策事業地域雇用維持支援金でございますが、こちらにつきましては国の特例措置として支給する雇用調整助成金に上乗せ支給することにより、地域雇用の安定及び事業活動の継続を支援するものでございます。令和3年2月末を申請期限としておりまして、現時点での実績としまして

は、28の事業者に対し630万円を助成しております。このうち従業員が20名以下の事業者に対し20万円を助成している件数が21件、従業員数21名以上の事業者に30万円を助成している件数が7件となっております。

雇用調整助成金の申請については社会保険労務士等に委託するケースが多く、その際に費用が発生することから、この助成金を使うことに対して躊躇せずに、雇用調整助成金を申請していただける後押しになったと考えております。

次に、4番目、わたりエール商品券につきましては、町内事業者の経営支援を図ることを目的としまして、町民の皆様にも町内事業所で使用できる1人当たり3,000円分の商品券を配布したものでございます。配布対象は、8月1日現在で住民登録されていた方で、3万3,477人に対し商品券を郵送しております。このうち不在等の理由で返却された239人、201世帯分を除く3万3,238人、約99.3%送付が完了しております。返却された方の分につきましては通知にて周知し、引取りを促しているところでございます。商品券の使用期限が10月1日から来年の1月15日までとなっておりますが、現時点での換金状況は、換金率、これはあくまでも事業者さんに行って町民の方が利用して、その事業者さんがこれを委託している商工会に持ってきたという率でございますが、約50%となっております。その中でもまだ事業者さんの中には、まだ換金のほうに出していない方も大分いらっしゃるということで、市中的には60%を超した方がもう使ったのではないかなというふうに考えているところでございます。事業者にも未換金の商品券があることを想定しておりますので、実際の使用は6割強あるのではないかと思うところでございます。

商品券の利用促進と回収率を高めるために、12月1日に朝刊に商品券の使用期限等を周知するチラシを入れましたが、12月26日にもチラシを入れて周知する予定となっております。

わたりエール商品券の発行により事業者からは、予想以上の売上げとなっており感謝しているという声や、例年とは違い、町民に多く利用してもらっているという飲食店からの感想も聞いております。また、町民の皆様からは、町内にこんなにお店があることを知らなかった、商品券でふだん利用したことのないお店に行くことができよかったとの意見も寄せられておりまして、事業者支援という効果にとどまらず、町民の皆様にも改めて町内のお店のよさを知っていただくよい機会にもなったと考えているところでございます。

次に、ひとり親世帯臨時特別給付金でございます。こちらは新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、雇用情勢、経済情勢が悪化している中、独り親家庭においては主にパートタイム労働者が多く、雇い止めや事業者の休業、時短勤務による収入の減少に加え、小学校中学校等の臨時休業等により生活費の増加が見込まれたことから、生活の安定を図るために地方創生臨時交付金を活用しまして、町独自に独り親家庭への生活支援金の給付を実施いたしました。

生活支援金の対象者は、本年5月31日現在における児童扶養手当の受給者、または母子・父子家庭医療費助成の受給資格者とし、6月中旬に対象者322名へ通知の上、10月末日を期限として申請の受付を行いました。申請件数は305世帯、率にして94.7%、児童数にして443人分、443万円の給付を行っておりますが、申請者の83%が6月中に申請をされており、緊急的な家計への支援につながったものと考えております。

また、国の施策としまして児童扶養手当を受給している方や、公的年金を受けているために児童扶養手当を受給できない独り親世帯などを対象としました、ひとり親世帯臨時特別給付金の申請受付も併せて行っております。給付額としては1世帯当たり5万円に、第2子以降の子供1人につき3万円の加算をした基本給付とし、収入が減少した世帯にはさらに5万円を追加給付されるものであり、11月までに277件の申請を受け付けております。

新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中で、独り親世帯への支援金等は独り親世帯の生活を支え、その家庭の子供が経済的に左右されることなく夢や希望を持って成長できるよう支援するものであり、国の施策を含めた総合的な独り親世帯への支援策としては効果があったものと考えているところでございます。

最後、学びの応援給付金につきましては、教育長より答弁をさせていただきます。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（奥野光正君） それでは最後に、学びの応援給付金になりますが、学生を応援するための給付金として1人当たり2万円を定額給付しているものですが、12月1日時点での申請件数は374件となっております。内訳としては大学生が252件、短期大学生が18件、専門学生が104件となります。申請の際に、学生本人や保護者からは感謝の気持ちを示していただき、学業に対する支援の一翼を担えたものと捉えております。以上が実績と評価になります。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦彦議員。

2 番（鈴木邦彦君） 今各種の事業について報告があったわけでありますが、これらの事業は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金要綱によって行われているわけでありまして、いずれ国に対し事業の実績と検証を報告されると思いますけれども、今報告があった中で、私が商店等の事業主から聞き取りをし、指摘された問題点等について何点かご質問したいと思います。

まず、亘理町の飲食店テイクアウト等支援事業に関することですが、飲食店を経営している方はテイクアウトの難しさをこのように言うておりました。第1波の際に自粛要請があつて、店に客は全然来なくなつたと。で、テイクアウトを行ったけれども客が持ち帰りするために、衛生的な面が一番不安だつたと、そういったことをおっしゃっておりました。その対策が大変だつたということです。また、自粛期間が過ぎ、客足が戻りつつあつたときにテイクアウトとの両立が難しくなつたと。つまり店も切り盛りしなきゃいけない、だけどテイクアウトもある程度軌道に乗ってきたからテイクアウトもしなきゃいけない、そういう状況が生まれたんだそうです。そうすると、新たな人材が必要になつたということなんですね。テイクアウトにかかった費用の一部補助ということで、本当に助かつたことは助かつているんですけども、そういった声があつたんですけどもその点、私が今一方的にお話ししましたがけれども、町長はどんなご感想をお持ちですか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） やはり新しい生活様式に第1波の頃の話でございますので、新しい生活様式で飲食店に誰も人が、言葉は悪いですけどもよりつかなくなつたといひますか、そういう状況のときに考えた施策でございまして、その後緊急事態宣言が解消されて人も飲食店とかに向かう、であれば当然そのような、議員おっしゃられるような形で店とテイクアウトの両立ということになると思いますが、でも店のほうにおいては、私が特に考えてきましたのが、ある程度の間隔を取つての店でのサービスしかできない、以前のようにテーブルと椅子をがっちり詰め込んだ形での営業はできないというふうに思っております。そうすると、今まで仮に30人入つた店舗が、マックス20人で営業しなければならないというような状況になりますと、やはり両立をしながら、今まで仮に10万売上げがあつた店舗がマックスの6万6,000円しかならないというような形になりますので、その辺はぜひ各店のほうで検討い

ただきまして、営業努力をしていただくしかないかなというふうに考えております。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦彦議員。

2 番（鈴木邦彦君） よく分かりました。ただ、第3波になるとね、やっぱりまたこういった問題が出てくるのかなというふうに思いますので、ぜひその辺をお含みの上で対策を講じていただければありがたいなと思っております。

次に、亶理町新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援給付金及び亶理町新型コロナウイルス感染症対策事業地域雇用維持支援金、この2つの事業に関して。まずですね、対象期間や申請期限が延長になりましたけれども、その主な理由は何だったんでしょうか。さきの全員協議会の中で、この事業は既に精算され、減額補正が計上されるという報告があったわけでございますけれども、しっかりとその辺は精査された中で行われたものなんでしょうか。お願いします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） この件に関しましては、担当しています商工観光課長にお答えさせていただきます。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（関本博之君） それではまず延長の関係になりますけれども、今回、新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援給付金、こちらのほうは延長しているんですけれども、まず理由としましては、当初の設定ですと対象月を1月から5月まで、研修期間の対象期間ですね、そして申請期限を6月の末ということにして事業のほうスタートしたんですけれども、やはり申請の忘れであるとか、あとは町の広報、ホームページ、あと商工会会員の方については直接通知でお知らせしているところなんですけれども、周知の漏れというのも考えられますので、それぞれ対象の月を1月から5月だったものを1月から7月まで、あと申請期限のほうは6月末だったものを2か月延長しているところです。

あともう一つの新型コロナウイルス感染症対策事業地域雇用維持支援金については、国のほうの期限が延長になっていますので、それに準じた形で延長しているというところでございます。

あとは予算のほうの、今回減額することの関係なんですけれども、こちらについては、まず給付金のほうについては申請のほうも終了しており、事業が完了しておりますので速やかに予算のほうを減額したものでございまして、それで今回、この

ほかにも町のほうで実施をしているのが、中小企業振興資金ですね、こちら増額して実施をしてきているところなんですけれども、限度を1,000万だったものを2,000万まで引き上げてやってきているんですけれども、こちらの貸付実績のほう伸びている状況にありますので、今回12月補正のほうで利子の補給金、あとは預託金など、積み増しをする予定にしております、そちらの財源として充てるため、予算のほうは今回減額をしているところでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦彦議員。

2 番（鈴木邦彦君） 今の説明の中でね、商店主がこの申請期限が分からなかった。これ結構ありましてですね、本当に分かんなかったんですと。ただ、その事業主さんは実際広報紙とか、それから商工会から送られてくるチラシとか、そういったものを本当に自分が見てなかったのが一番悪いんだと、それは認めてるんですね。それは悪いんだけど、実際、先ほど町長からありましたけれども、店を改修したり何らかのとにかく対策をしなきゃいけないときに、何か全部いろんなものを送られてきてよく分かんなかったというのがあったらしいんです。それをずっと聞いてるとなるほどと思うし、商工会から送られてくるチラシも結構封書でいろんなものが送られてくるらしいので、それを逐次見るというのはなかなか大変だったということなんです。

それでね、エール商品券にも関係するんですけれども、エール商品券をするとき、参加しませんかという声かけは商工会がしたんだそうです。あったらしいんですね、その方のところには。ただ、そういった別の申請期限がもう過ぎて、間近なだけどもどうでしたか、やりましたかというようなそういう声かけはなかったということなんです。だからその辺、もうちょっときめ細かにやってもらいたいんだがなあというような希望だったんです。そういうような声かけはありました。

次にですね、こういった事業主もあったんですね。この事業、令和2年1月から7月までのいずれか1か月の売上げが前年同日で20%以上減少しているということであるんですけれども、その事業主さんは18%だから該当にならなかったと言われた。それでね、18%だってかなり打撃受けてるよねというような話で、既にその申請期限がその後のいろいろトータルを見ると、自分のところだって20%減少してるんだよと。で、この10万円のほかに、県が上乗せで10万円ありましたよね、その10万というのはほとんど申請がなくて、1回町で受理されたものがそのまま10万上

乗せして県から入ってきたと。せめてその県の上乗せ分があるときにもう一度申請  
というか、何か声かけがなかったんですかねというような声かけがあったんですよ。  
その辺、どうですかね。だから精査されましたかと。今回の補正予算で減額補正に  
なるんですけれども、その辺をよく精査された中で対応なされたのかどうか、その  
辺ちょっとお聞きしたいんですが。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 鈴木議員のほうからただいまのご質問でございますが、やはり期限  
というものを決めてやりませんと、全てがなし崩しにどんどん後ろに行ってしまう  
ますし、あとパーセンテージというのも、ここで18%の方を許したら、次15%の人  
はどうしてくれるんだとそうなる。やはりある程度のところで線は引かなくては駄  
目だというふうな考えの基にそれを遂行して、そのとおりにそのまま実施をさせて  
いただいたということになります。

議 長（佐藤 實君） 鈴木邦彦議員。

2 番（鈴木邦彦君） まあそういうことはあるんですけれども、今度の議案で審議される  
わけですけれども、結構金額が大きいなということでちょっとこちらのほうでも思  
っておりますので、その辺何らかの形で精査した上で補正予算を組むなり何かして  
ほしかったなというのが私の希望であります。

次に、エール商品券と関連があるんですけれども、聞きたいことは、先ほど町長  
からいろいろな事業のですね、事業主さんごとのいろいろな件数を言っていたいた  
んですけれども、これは分析とか統計とかそういったものは取っているんでしょ  
うか。どうでしょうか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） すみません、ただいまこちらのエール商品券のほうに関してはまだ  
途中でございますので、まだ分析とかそういうほうまでにはまだ至ってない状況で  
ございます。

議 長（佐藤 實君） 鈴木邦彦議員。

2 番（鈴木邦彦君） ぜひこの機会ですので、例えばこういった10万円給付した業種の中  
で今度エール商品券がね、商店のほうでもそうなんですけれども商店のほうにどれ  
だけ還元されたかどうか、その辺をしっかりと統計なり分析をしながら、次回対策  
あるかどうか分かりませんが、その辺にぜひ役立てていただけてほしいなと

いうことでお願いしておきたいと思います。

それとこのエール商品券の件ですが、これに関しては商店の方々は大変まず喜んでおりました。ただ、多くの商店からちょっと言われたことがありまして、このエール商品券のPRのぼり、1商店当たり4本配付されたんだそうです。ところが、3か月間の期間なのに4本は多いだろうと。のぼり自体の単価はそんなに高くないと思うんだけど、せいぜい私の店で掲げられるのは1本か2本だよと。あと2本、3本はもう眠ってるんだという状況なんですね。だから、せっかくのこういう事業だから余計我々のところに少しでも還元できるような方策といたしますか、その辺のちゃんと見通しはどうだったのか。

ちょっと勘ぐるとすればですよ、このエール商品券の加盟店はもっとあったのかなと。だから、その4本じゃなくて本当は2本くらいだったんだけど、加盟店が少なく4本を1商店当たりに割り振ったのかなと、そういう考え方もできるんです。商店の方もちょっとそういうところ言ってるものですから、その辺はどうだったんでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） それに関しましては、基本的にやはり秋から冬にかけてになるということで、風も強かったりするとすぐエール商品券の旗のところにいろいろ亀裂が入ったりするということもありますので、現在151件のお店がエール商品券のほうに加盟をさせていただいてやっているわけですが、初めから4本というあれで考えて、予備も含めてお渡ししている状況であります。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦彦議員。

2 番（鈴木邦彦君） 分かりました。

次に、独り親世帯の臨時特別給付金、人数が322人ですね。子供の数が、何と443人。これは本当に非常に多くの人数の報告に少し驚いてます。この独り親世帯の問題は、国会でも大きく取り上げられておりますよね。菅首相は、年内に予備費対応でさらに支給すると言っております。独り親世帯に関しては今後も大きな影響が出てくると考えられますし、今後も手厚い支援が必要と考えますけれども、町長の考え方はどうでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） こちらに関しましては、10月末日を期限として最終的に先ほど申し

上げたように443人という、本当多くの方になりました。やはり、独り親世帯ということでパートタイムとかそういう労働、それによって雇い止めや事業者の休業、時短とかですね、そういうのが本格的に実は今から私は本当にそういう大変な状況に、年明けくらいからなるのではないかなというふうに考えております。それに関しまして国のほうでも考えているようでございますので、今後とも町としましても国の政策を見ながら、何らかの措置を考えていくようになるのではないかとというふうに考えているところでございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦彦議員。

2 番（鈴木邦彦君） 学びの支援給付金についても374名ですかね。多くの申請があったわけでありましてけれども、この支援金については次の（2）でも触れたいと思いますが、現在多くの学生が疲弊している現状が表れていると思います。今後も何らかの対応といたしますか、そういう国の支援とを併せて対応ができたらというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいなというふうに思います。

（1）のまとめですが、この国の臨時交付金による事業は、他の必要な事業に転化してもよいということがあると財政課に聞きました。今後の新型コロナウイルス感染症に対応するためにどういう事業が必要か、しっかりと分析をして考えていただきたいなというふうに思います。

次に、（2）の町独自の支援策による事業の実績と課題、評価について伺います。互理町特別奨学金貸付事業についてお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） こちらに関しましては、教育長のほうより答弁をさせていただきます。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（奥野光正君） 特別奨学金貸付事業については、現在2件貸付けしております。この事業は、国や各大学等が行う支援のほかに支援の制度を幅広く選択できるよう、本町が独自の支援策を講じたものです。件数を見ると少ないと思われるかもしれませんが、本町出身の学ぶ意欲のある学生が就学を断念せずに済んだものと捉えております。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦彦議員。

2 番（鈴木邦彦君） ただいま互理町特別奨学金貸付事業の件が報告がありました。私か

らするとわずか2名であります。この事業に関しては、全員協議会の席で私も含め多数の議員から異論があった案件であります。しかし、異論がありましたけれども、そのまま議案となり履行されたわけでありませけれども、私としましては町がそれなりの需要があるとにらんで提案するんだなと思ひ、議案に賛成したわけでありませが、結果としてどうでしょう、2件というのはあまり効果がなかつたと言わざるを得ないんじゃないでしょうか。その結果としてね、次の策として学びの支援給付金ということにつながつたんだと思ひますけれども、この結果を町長はどうお考えですか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 特別奨学金貸付事業でございますが、確かに2件という件数は少なかつたと思ひますけれども、本当に皆さん、あのときの判断におきましてはやはり急激な、アルバイト先とかがないと、そういうところにおきまして学生が本当に困つてしまうのをどうにか助けたいという気持ち、ところがなかなか予算立てするものが国からの一時の交付金の中では少なかつたものですからなかなか予算できなかつたので、2次のほうで学びの応援給付金をさせていただきました。1次の段階では、まずこれでどうにか、20万円の貸付の中でぜひどうにかやりくりをしてほしいという希望があつてやつたわけでございますが、思つたよりも当時考えたよりは申込みが少なかつたのは事実でございますが、このお二人の方に関しては、十分にこれがあつたからこそ学校をやめずに今でも学びを続けているというふうに思つておりますので、その点では実績はあつたなというふうに考えております。

議 長（佐藤 實君） 鈴木邦彦議員。

2 番（鈴木邦彦君） 先日の河北新報にもあしなが育英会のアンケートがございました。大分学生は非常に疲弊している状況であると思ひます。今後も本当によりよい対策といひますか、施策を考えていただければというふうに思ひます。

次に、（3）国民健康保険税、町税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の免除、減免、猶予の実績、人数とか金額についてお願ひします。これらのことは来年度の予算編成において大きく影響があると思ひますし、コロナ禍において町民がどれだけの影響があつたのか、ある程度指針にもなると思ひますので質問するものでございます。よろしくお願ひいたします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） ちょっと数字が多くなりますので、持ちながら読まさせていただきます。

まず国民健康保険税、こちらのほうに関しましては、こちらの減免につきましては令和2年11月20日現在でございますが、事業収入等の減少の事由により22世帯、調定額588万1,016円のうち414万5,100円を減免しております。徴収猶予につきましては、1世帯21万円を猶予しております。

続きまして、町税の徴収猶予につきましては事業収入等の減少の事由によりまして、固定資産税を5件、1,013万3,500円、町県民税9件、43万1,800円、法人町民税を5件、233万2,500円を猶予しております。

続きまして、介護保険料につきましては令和2年11月20日現在、事業収入等の減少の事由により11名が該当しております、調定額89万1,540円のうち66万4,840円を減免しております。

続きまして、後期高齢者保険料につきましては令和2年11月20日現在の減免及び猶予の実績はございません。以上が実績となっております。

議 長（佐藤 實君） 鈴木邦彦議員。

2 番（鈴木邦彦君） これらの町税等に関しては、今後の事業所からの特別徴収とか確定申告等を経て確定していくわけでありますが、厳しい財政状況がやっぱり想定されるわけでありますけれども、来年度の予算編成を行う際、もう先に予算編成作業というのは行われていると思いますけれども、どのような方針で町長は臨もうとしているのかお聞かせください。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 大変厳しい状況の予算を組まざるを得ないのかなというふうに現在考え、それのもとにやっておりますが、やはりめり張りをつけて絞るところは絞る、必要なところには必要な分を出す、ただ全体においては多分、交付金等を全て含めて今年度の一般会計だけを考えますと、来年から復興の予算がありませんので、約110億ぐらいの予算規模になるはずでございましたが、それから6億円、7億円減収するのではないかなというふうに考えているところでございますので、本当に厳しい予算を皆さんのほうに出すような形になるのではないかなと思います。

議 長（佐藤 實君） 鈴木邦彦議員。

2 番（鈴木邦彦君） 今後の第3波や先が見通せないコロナ禍において、有効な、そして

効果的な対策を講じてほしいと思います。そして、もしそういった事業があるとするならば、もっと本当にきめ細かな対応といいますか、そういったことを申し添えて次の質問に移りたいと思います。

2番目、ICT教育に関する課題についてであります。このことは、3月定例会においても類似した質問をしたわけではありますが、3月の予算においては全ての小中学校にパソコンを導入するものではなく、全ての小中学校に導入が決まったのは5月の臨時議会でありましたので、改めて課題等について質問させていただきます。

さらに、このコロナ禍においてオンライン事業がクローズアップされる中、ICT教育の地域格差が生じているという国の有識者会議や報道等によって報告があるわけであります。つまり、東京23区と全国自治体の市町村のパソコン、ICT化の格差が物すごいと、そういうことで報道されているわけでありますけれども、本町においてはタブレット端末が導入され環境が整いつつありますけれども、今後の課題について2点お伺いします。

(1)のICT教育における教員研修の実態についてお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） こちらに関しましては、答弁は教育長のほうよりさせていただきます。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（奥野光正君） 本町においては、小・中学校の教員用タブレットを10月に整備し、既に授業の中で積極的な活用が図られております。また、12月中には児童生徒用タブレットの整備も完了し、児童生徒一人一人がタブレット端末を使っての授業が本格的に始まります。

教育委員会では、ICT機器の活用に必要なスキルを習得させるために、教員を対象とした研修会を既に実施しております。まず、10月にタブレット端末の活用を推進する教員を育成するための研修会を実施し、校内における研修体制の構築を図りました。また、11月には、初任1年目から3年目の若手教員を対象としたタブレット端末を活用した授業づくりの研修会を実施いたしました。様々なアプリを使った授業例を紹介し、ICTを活用した授業の実践を学ぶ機会といたしました。

さらに、前述の2つの研修会の講師を務めた教員が、他校へ出向いてICTを活用した授業を実践し、多くの教員が参観することで、より実践的なタブレット端末

の活用法を学ぶ機会としました。

本年度はタブレット端末以外にも電子ボードやラインズなども導入しましたが、導入業者による研修会を実施し、ICTを活用した遠隔授業や個別最適化学習のために必要なスキルの習得を図ってまいりました。

今後は、ICT活用の先進校の視察を予定しております。児童生徒1人1台のタブレット端末を実際に活用している授業を参観し、先進校との情報交換の場を設けることでICT活用能力のさらなるレベルアップを図りたいと考えております。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦彦議員。

2 番（鈴木邦彦君） この質問ですね、類似した質問を私3月の定例会の一般質問の際にも行っているわけなんです。プログラミング教育に民間からの講師を迎えて対応できないかという質問をしたわけでありましてけれども、今の教育長の答弁を聞きますと、様々なスキル研修を行っているんだよということなんですけれども、実際に県の研修機関とかに行かされている教員の数というのは、本当に少ないんじゃないのかなと思われるんですね。その先生が持ち帰ってきてまた研修を初める、そういう感じだと思うんですけれども、その辺で対応しきれるのでしょうか。いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（奥野光正君） これからの各学校で実践が積み上がれば、ある程度のところは私は十分対応できるなというふうに考えております。それから、先ほども申し上げましたけれども、ICT教育の先進校を視察することで、なおかつ刺激を受けて教員が戻ってくる。大切なことは県の研修会に参加する人数が多いことではなくて、校内の研修会でどれくらい、いわゆるOJTを図れるかということかと思っておりますので、その先頭に立つリーダーをまず育てたい。それで校内の体制をしっかり構築したいというふうに考えております。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦彦議員。

2 番（鈴木邦彦君） パソコンが得意な先生、不得意な先生、いると思います。その辺も十分行政側のほうでバックアップ体制をしっかり取りながらですね、対応していただければというふうに思います。

次に、（2）の学習障害を持つ児童生徒の支援体制についてであります。学習障害にはいろいろなケースがあるわけでありましてけれども、ここで私が聞きたいことは、黒板の文字を書き写せないなど読み書きや計算といった特定の分野に困難が

ある学習障害、通称LDと呼ばれておりますけれども、そのLDを持つ児童生徒の支援体制について伺います。

なぜこの質問するかというと、そういう障害を持つ子供たちにとって、パソコンがとても有効だという報告があるからであります。一概にLDと言っても様々なケースがあって本当に難しいんですけれども、その辺の対応策をよろしく願いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） こちらの答弁のほうも教育長よりさせていただきます。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（奥野光正君） ICT機器の音声による読み上げ機能を活用し、耳で聞くことで内容を理解させたり、教材や板書を見ても様々なところに目が行きがちな生徒には、大切なところだけを大きく見せるズーム機能を活用したりするなど、本町においても様々な実践活用が図られております。今後一層ICTを活用した実践を積み重ねることで、学習障害の児童生徒一人一人の学びにくさを軽減したり、取り除いたりすることが可能になってくると考えております。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦彦議員。

2 番（鈴木邦彦君） 例えばペーパー試験、テストを受けても結果が出なかった児童生徒が、パソコンに問題を置いて試験を受けた結果、良好な結果になったというのがあります。字は書けなくてもキーボードをたたくのがすごく得意な、そういうお子さんもいます。そういうような体制も取れるかということ。それと、そういう子供たちの支援といいますか、最初に初めて扱うパソコンの出会いというのがすごく今後の学習意欲に影響すると思うんですけれども、そうした場合にぜひ、加配とかそういう支援体制というものを考えてほしいわけなんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（奥野光正君） 実は中央教育審議会初等教育分科会の中間報告に、これからの令和の時代の学校教育の在り方ということが中間のまとめで報告されております。その中でクローズアップされているのは、個別最適化された学びであります。この個別最適化された学びの中には、やはり学習障害を持った子供たちですとか、それから外国籍の子供たちにとって、ICTが非常に有効であるということが言われており

ますので、この部分については今後実践を重ねながら進めていきたいなというふう  
に思っているところでございます。

それから、あくまでもタブレットは道具でございますので、その道具をうまく活  
用できるようにするためには、やはり最初にどんなふうに使ったら効果的なのかと  
いうことをきちんと指導しなければなりません。ですので、子供たちは小学校中学  
校で段階は違いますけれども、最初に出会うときに複数の教員で指導したりですと  
か、それから7学年部、また中学校では4学年部といたしますけれども、その教員を  
配置して、多くの教員が見ながら子供たちが適切に、いわゆるなるべく早くタブレ  
ットを自分のノートと同じように使えるように指導の充実を図ってまいりたいと考  
えております。

議 長（佐藤 實君） 鈴木邦彦議員。

2 番（鈴木邦彦君） これまでの質問を踏まえてですね、特に学校現場の声を吸い上げて  
教育環境を整備して行ってほしいと思います。ぜひそうなってほしいと思います。  
それには当然財政負担が伴うと思います。私は亙理町の小中学校が I C T の先進地  
になってほしいと本当に願っておりますので、その辺よろしく願いしまして、私  
の質問を終わります。以上です。

議 長（佐藤 實君） これをもって、鈴木邦彦議員の質問を終結いたします。

お諮りいたします。

本日の一般質問は通告4番までとして、通告5番からの一般質問は、あす行うこ  
ととし、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、残りの一般質問は、あす午前10時か  
ら継続することに決定いたしました。

本日はこれで延会いたします。

ご苦労さまでした。

午後1時56分 延会

上記会議の経過は、事務局長 西山茂男の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 佐藤 實

署名議員 鈴木邦昭

署名議員 小野一雄